

I 鹿児島県の男女共同参画の現状

【はじめに】 本県人口の動向等

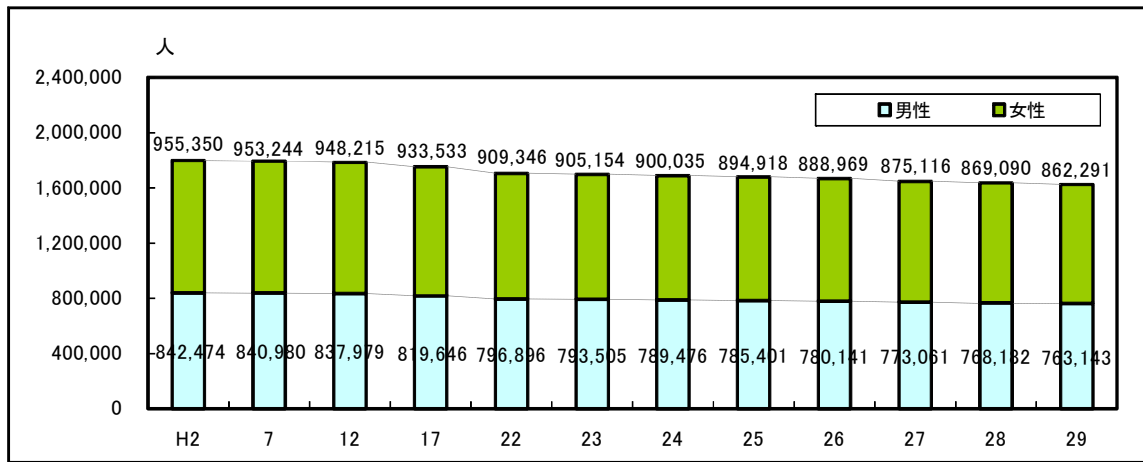
1 人口

(1) 男女別人口

本県の人口構成を男女別にみると、平成29年10月1日現在で女性が862,291人、男性が763,143人であり、女性が99,148人多く、人口性比（女性100人に対する男性の数）は88.5となっている。

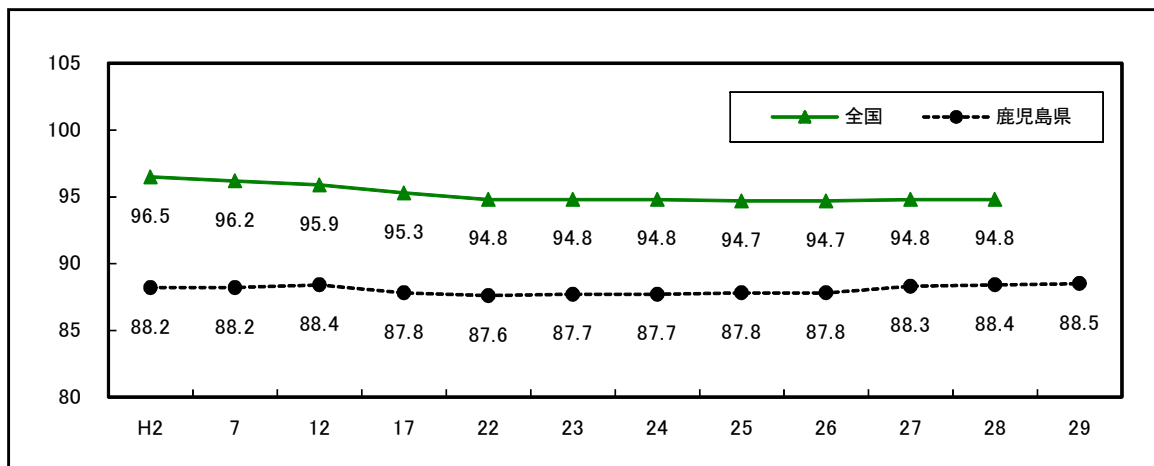
また、平成22年の国勢調査時と比較すると、女性が47,055人、男性が33,753人減少しており、人口性比は0.9ポイント上昇している。

図1-1 男女別人口の推移



(H2～H22：総務省「国勢調査」, H23～：県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」)

図1-2 人口性比の推移



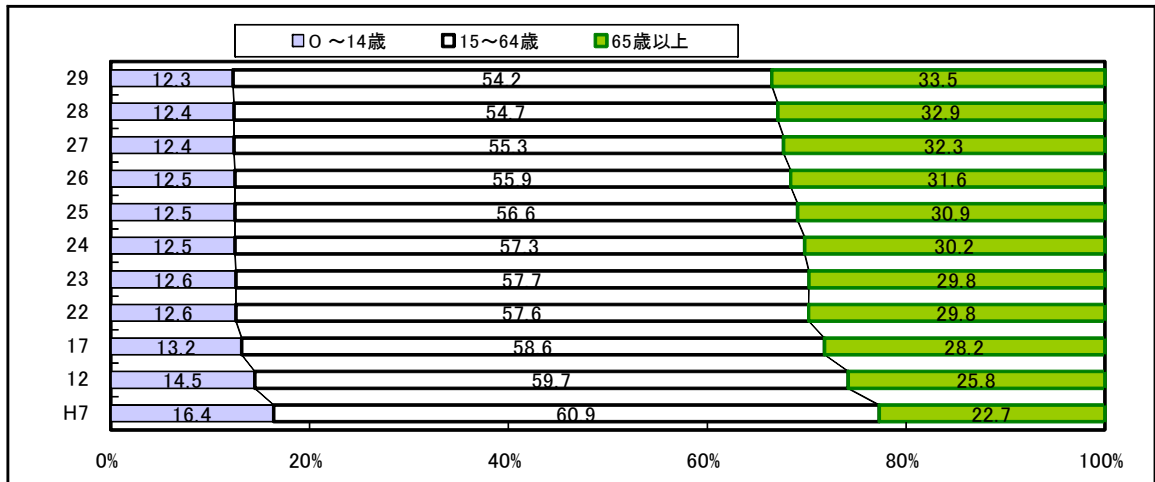
(H2～H22：総務省「国勢調査」, H23～：総務省「人口推計」, 県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」)

(2) 年齢別人口

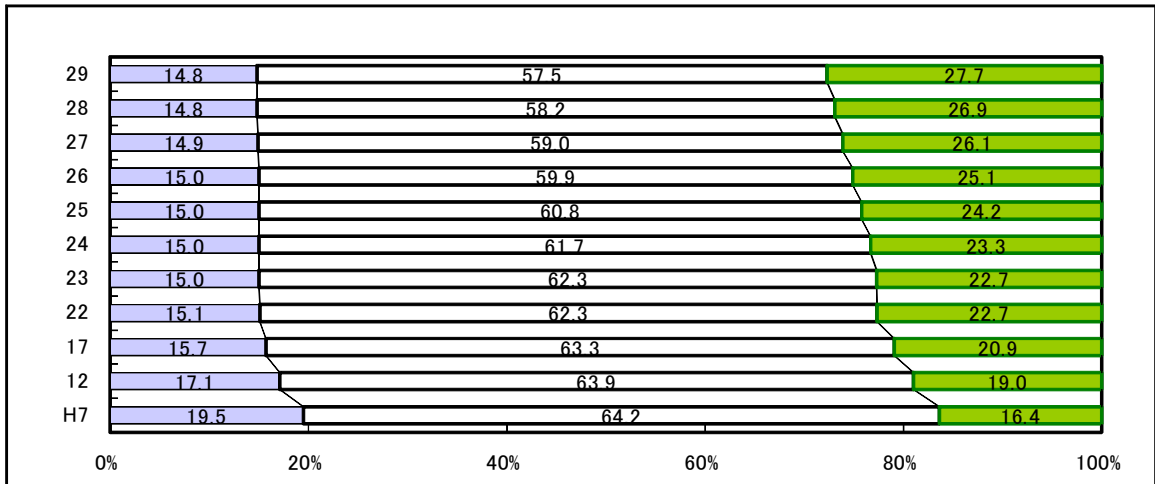
本県の人口構成を男女・年齢別にみると、平成29年10月1日現在で老年人口（65歳以上）は、女性が33.5%、男性が27.7%となっており、女性の方が男性より高齢化が進んでいる。これは、75歳以上の人口構成比の増加によるところが大きい。また、男女ともに生産年齢人口（15歳以上65歳未満）の割合は減少傾向にある。

図1-3 男女・年齢（3区分）別人口の推移

<女性>



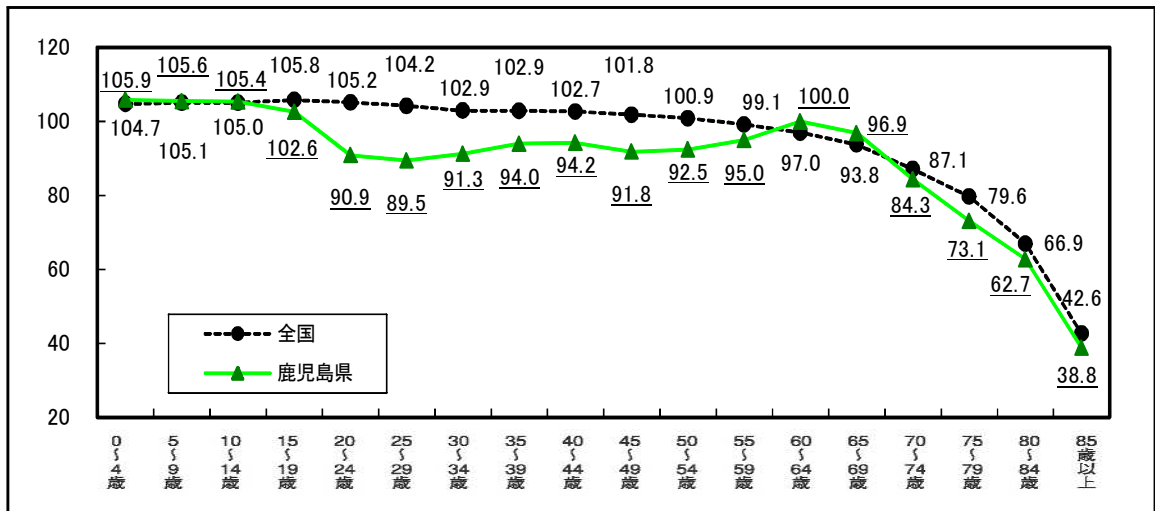
<男性>



(S60~H22：総務省「国勢調査」，H23~H27：県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」)

また、年齢別人口性比を全国平均と比較すると、進学や就職で県外へ転出する男性が多い本県の事情を反映し、特に25~29歳において開きが大きくなっている。

図1-4 年齢（5歳階級）別人口性比（平成27年）



(総務省「平成27年国勢調査」)

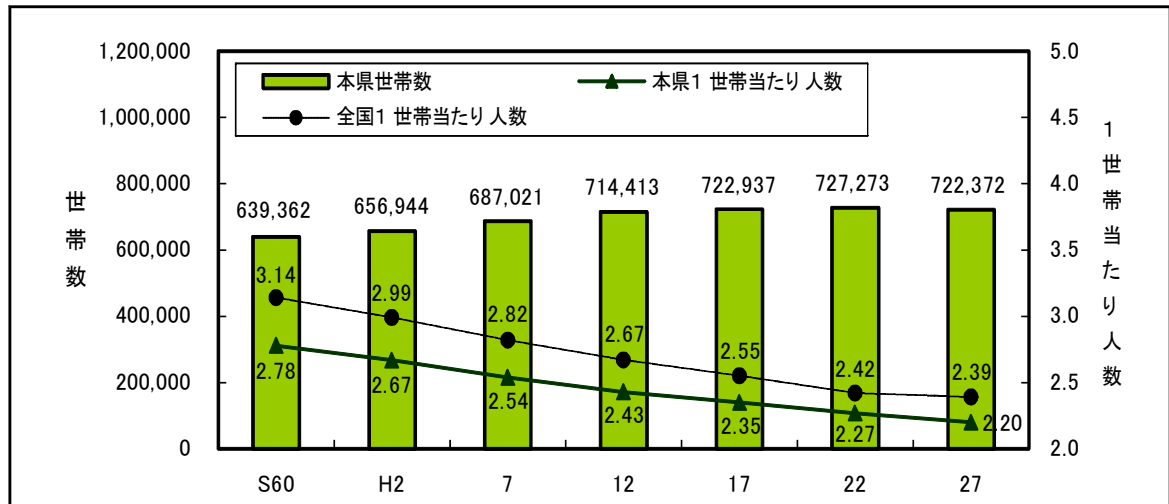
2 世帯

(1) 世帯数

本県の世帯構成を世帯区分別にみると、平成27年10月1日現在で一般世帯数は 722,372世帯となっており、前回調査時（平成22年）と比較すると 4,901世帯、0.7%減少し、前回までの増加傾向から減少に転じている。

また、一般世帯の1世帯当たり人員は 2.2人となっており、前回調査時と比較すると 0.07ポイント減少し、減少傾向にある。

図1-5 世帯数、世帯当たり人数の推移



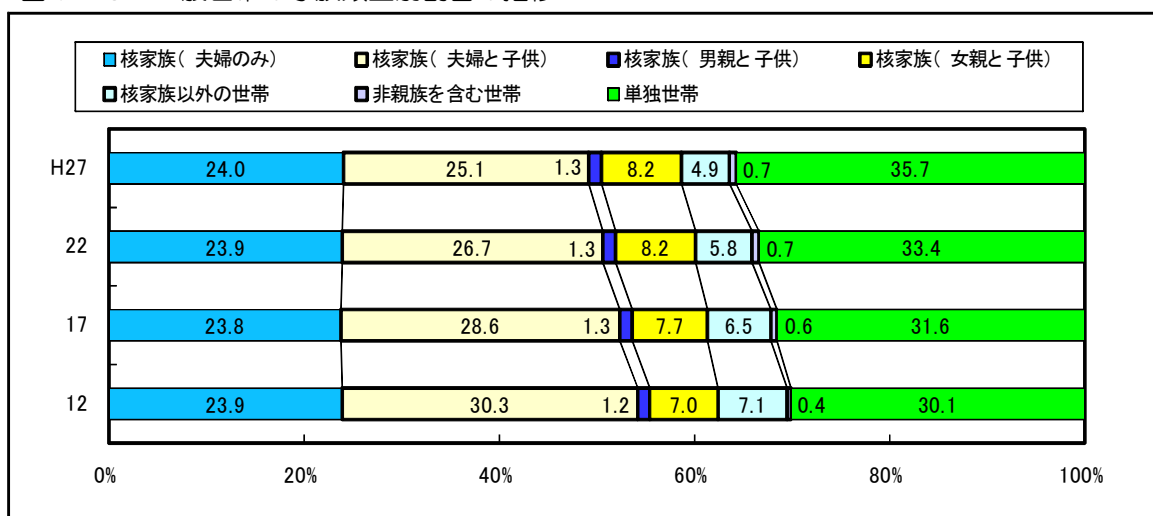
(注)「一般世帯」とは、「総世帯」から「施設等の世帯（病院、社会施設の入院・入所者等）」を除いたものであり、「普通世帯（①住居と生計を共にしている人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者）」に「準世帯のうち一人の準世帯（間借り・下宿、会社等の独身寮の単身者）」を含めた定義である。（総務省「国勢調査」）

(2) 家族類型

本県の一般世帯を家族類型別にみると、平成27年10月1日現在で「単独世帯」の割合が35.7%と最も多くなっており、増加傾向にある。

一方、「核家族のうち夫婦と子供からなる世帯」の割合は25.1%となっており、減少傾向にある。

図1-6 一般世帯の家族類型別割合の推移



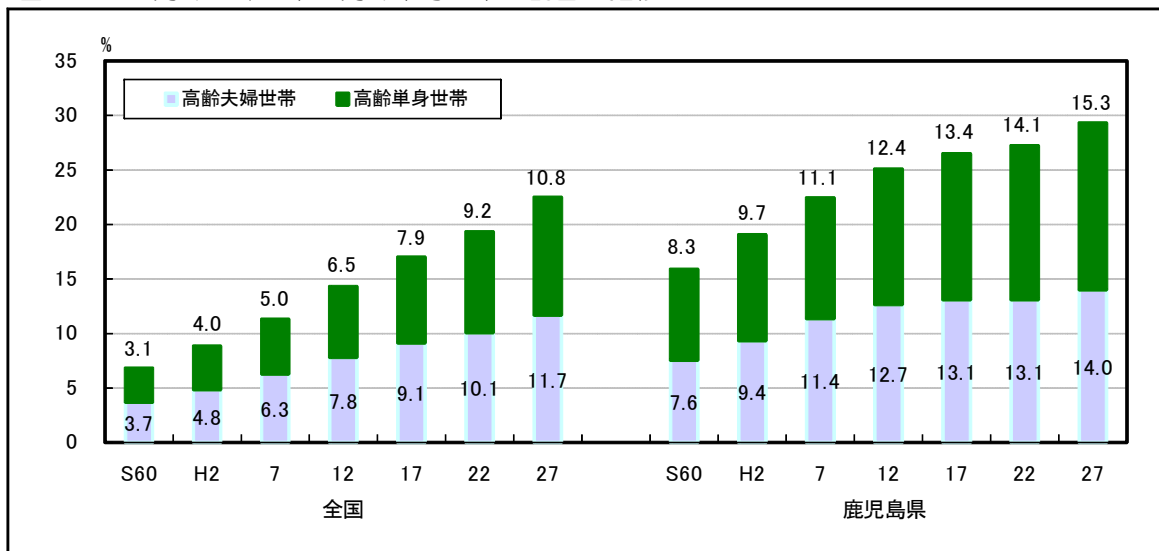
(総務省「国勢調査」)

(3) 高齢世帯

本県の一般世帯のうち高齢世帯の状況をみると、平成27年10月1日現在で「高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上）」の割合が14.0%、「高齢単身世帯」の割合が15.3%となっており、いずれも増加傾向にある。

なお、全国平均は、「高齢夫婦世帯」の割合が11.7%、「高齢単身世帯」の割合が10.8%となっており、本県は全国よりも高齢者のみの世帯の割合が大きくなっている。

図1-7 高齢夫婦世帯と高齢単身世帯の割合の推移



(総務省「国勢調査」)

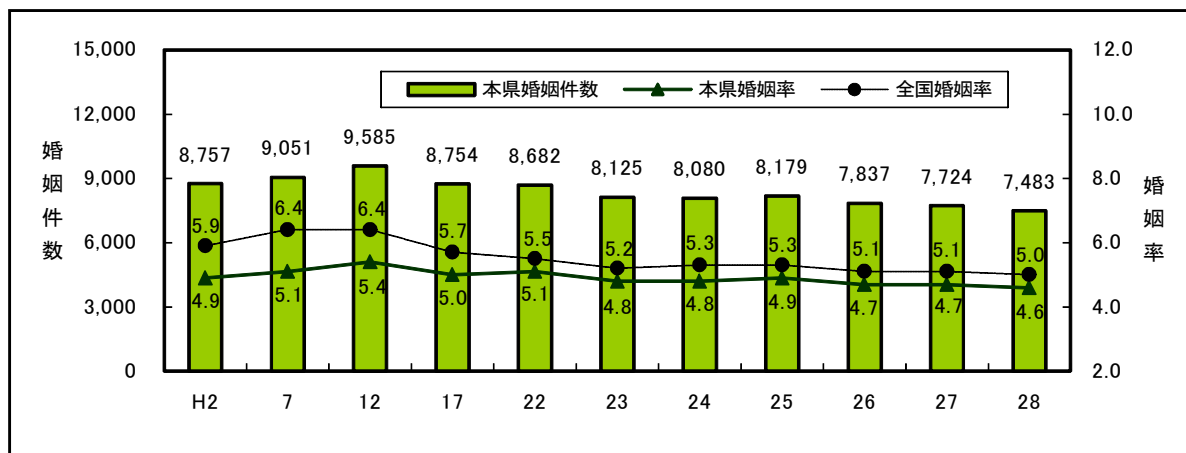
3 配偶関係

(1) 結婚

本県における結婚の状況をみると、平成28年の婚姻件数は7,483件で、前年より241件減少した。

なお、婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は4.6であり、全国の婚姻率（5.0）を0.4ポイント下回っている。

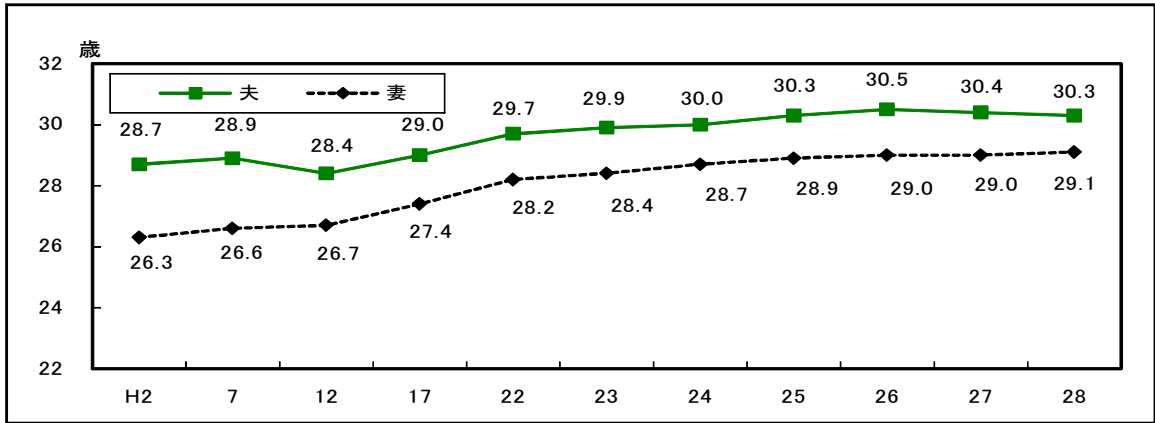
図1-8 婚姻件数、婚姻率の推移



(厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」)

また、平成28年の平均初婚年齢は、夫が30.3歳、妻が29.1歳であり、少しずつ晩婚化が進んでいる。

図1-9 夫・妻の平均初婚年齢の推移



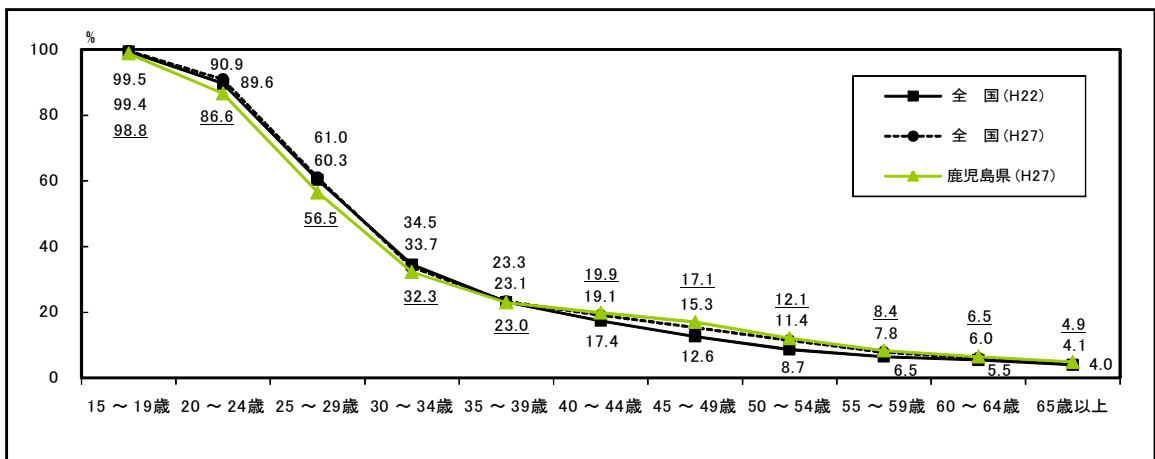
(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

(2) 未婚

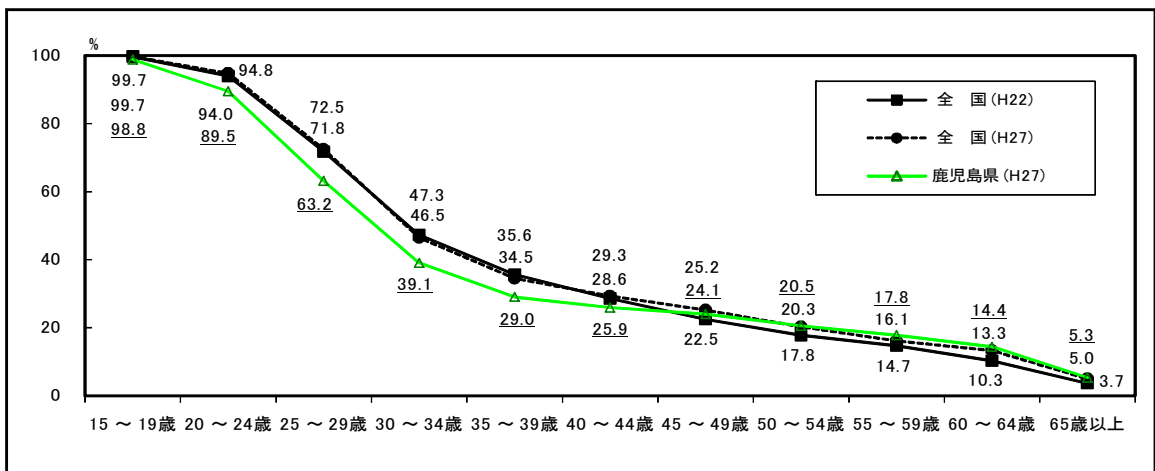
本県の15歳以上人口における未婚率を男女・年齢別にみると、男女ともに20~34歳の割合が全国平均を下回っている。

図1-10 男女・年齢別未婚率の推移

<女性>



<男性>

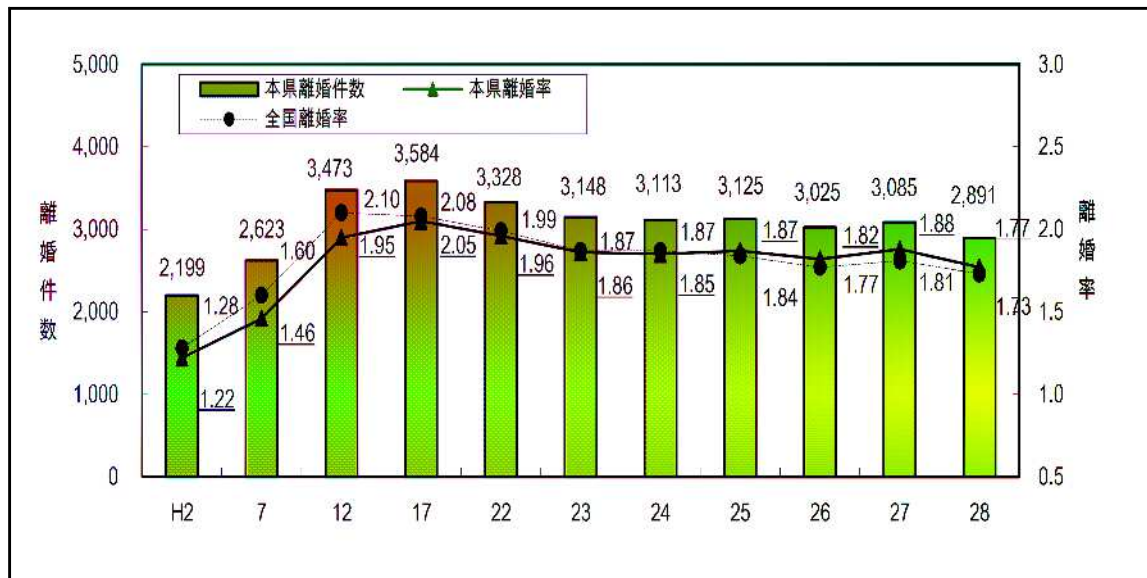


(総務省「国勢調査」)

(3) 離婚

本県における離婚の状況を見ると、平成28年の離婚件数は2,891件で、前年より194件減少した。
 なお、平成28年の離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は1.77となっており、全国の離婚率（1.73）をやや上回っている。

図1-11 離婚件数，離婚率の推移

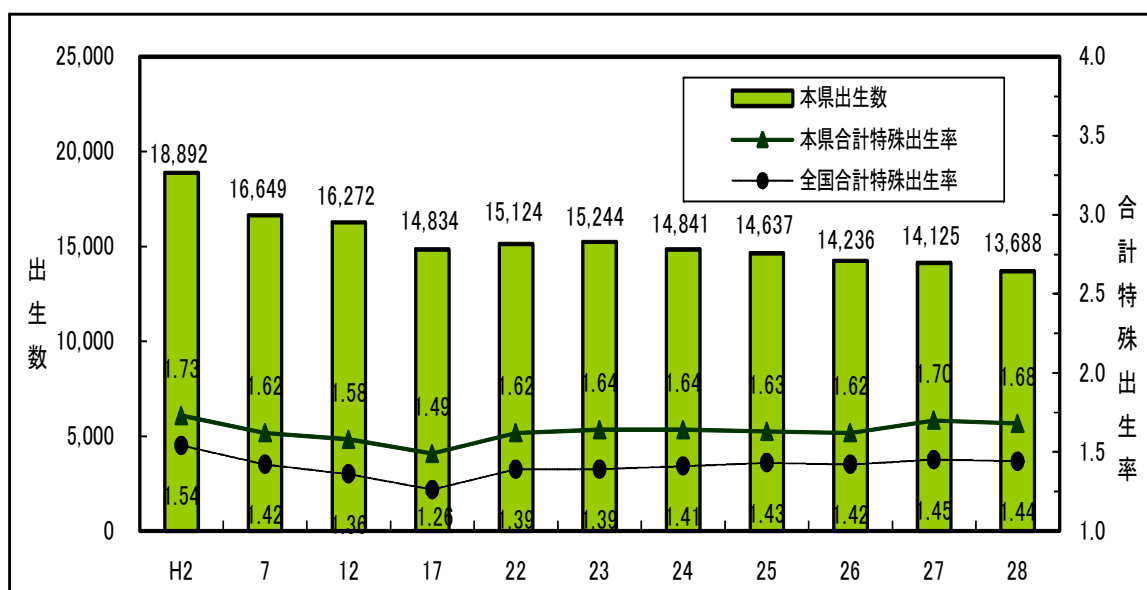


(厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」)

4 出生

本県における出生の状況を見ると、平成28年の出生数は13,688人で、前年より437人減少した。
 なお、本県における合計特殊出生率（一人の女性が一生のうちにどれだけ子供を産むか）は1.68であり、全国の合計特殊出生率（1.44）を0.24ポイント上回っている。

図1-12 出生数及び合計特殊出生率の推移



(厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」)

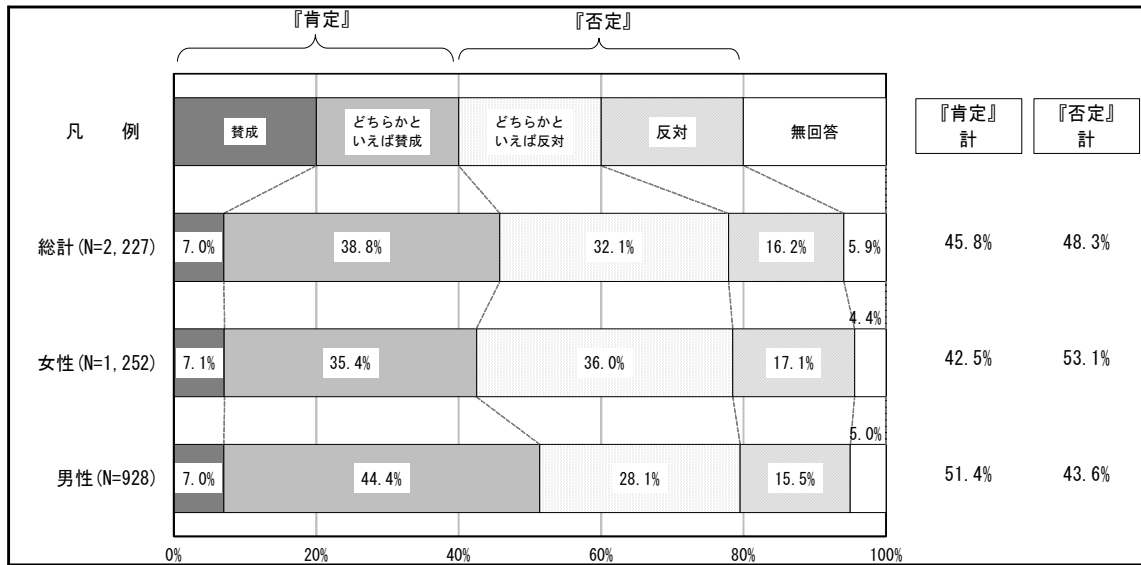
【第1節】 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し，意識の改革

1 性別による固定的な役割分担意識

(1) 「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方について

平成28年度県民意識調査によると、「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方について，本県においては，初めて「否定」（48.3%）（「反対」と「どちらかといえば反対」の合計）する人の割合が「肯定」（45.8%）（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計）する人の割合を上回りました。

図2-1 「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方について（本県）

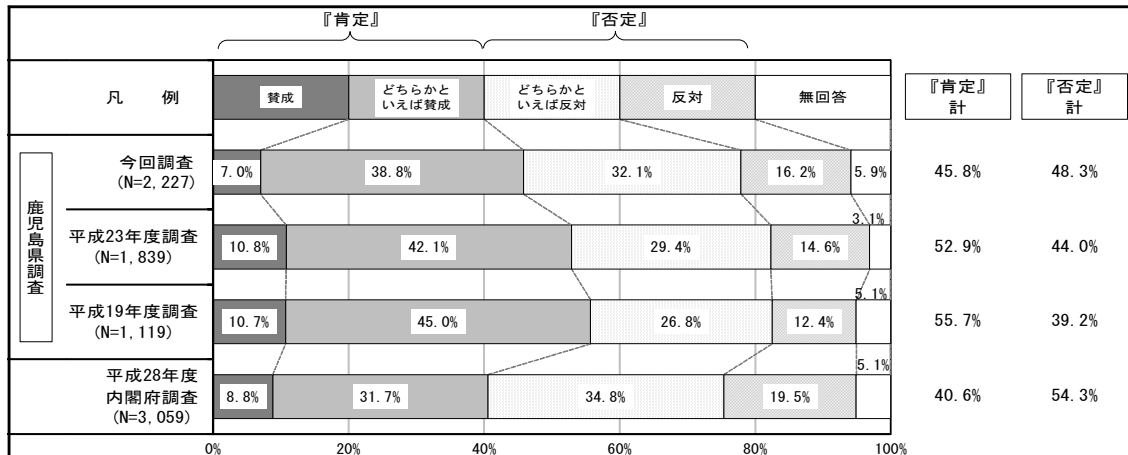


（県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」）

平成28年度男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）と比較すると、「否定」する人の割合は内閣府調査より6.0ポイント下回り、「肯定」する人の割合は5.2ポイント上回っている。

図2-2 「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方について

（県過去調査及び内閣府調査との比較）



（県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」）

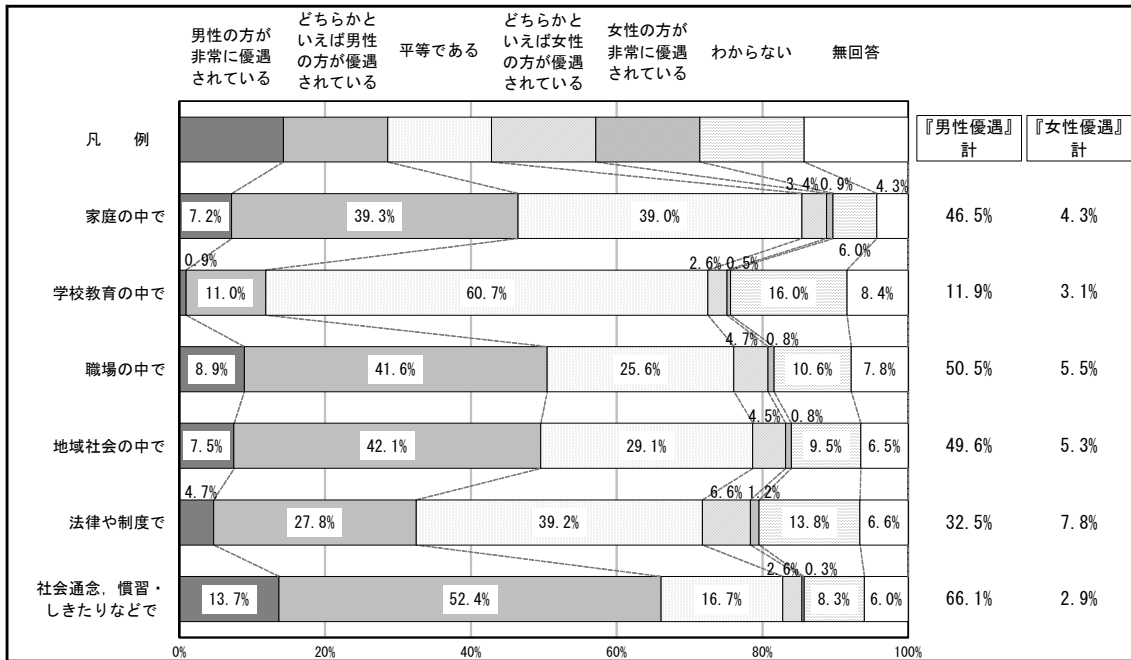
2 男女の地位の平等感

(1) 各分野の男女の地位の平等感

平成28年度県民意識調査によると、「学校教育の中で」(60.7%)、「法律や制度で」(39.2%)では「平等」という回答が多いが、その他の分野では、依然として男性の方が優遇されているという回答の割合が多くなっている。

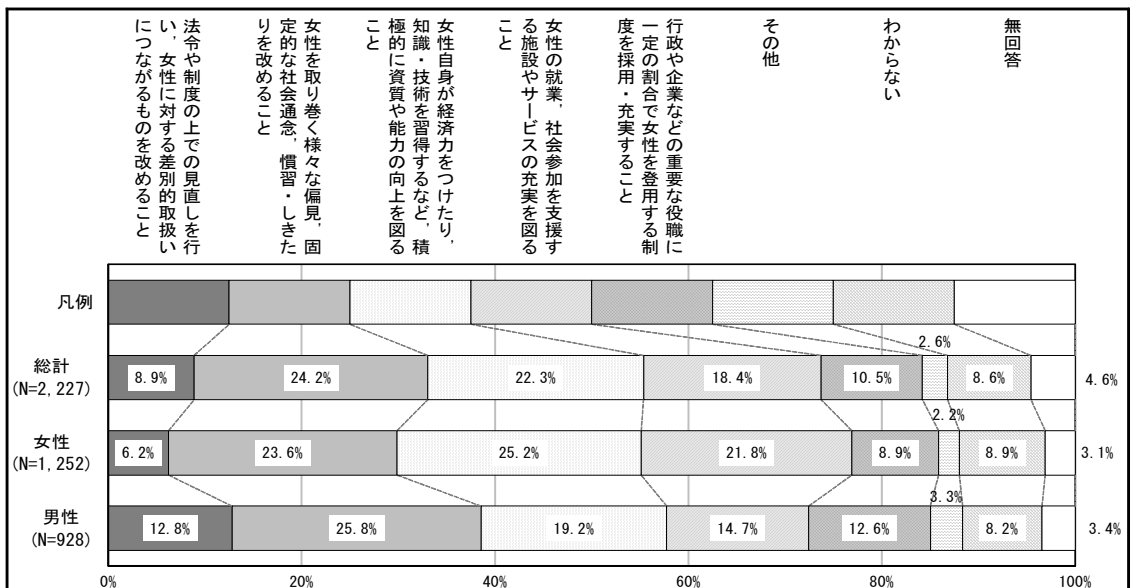
また、「男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと」について聞いたところ、「女性を取り巻く様々な偏見, 固定的な社会通念, 慣習・しきたりを改めること」(24.2%)、「女性自身が経済力をつけたり, 知識・技術を習得するなど, 積極的に資質や能力の向上を図ること」(22.3%)という回答が多くなっている。

図2-3 各分野の男女の地位の平等感



(県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」)

図2-4 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと



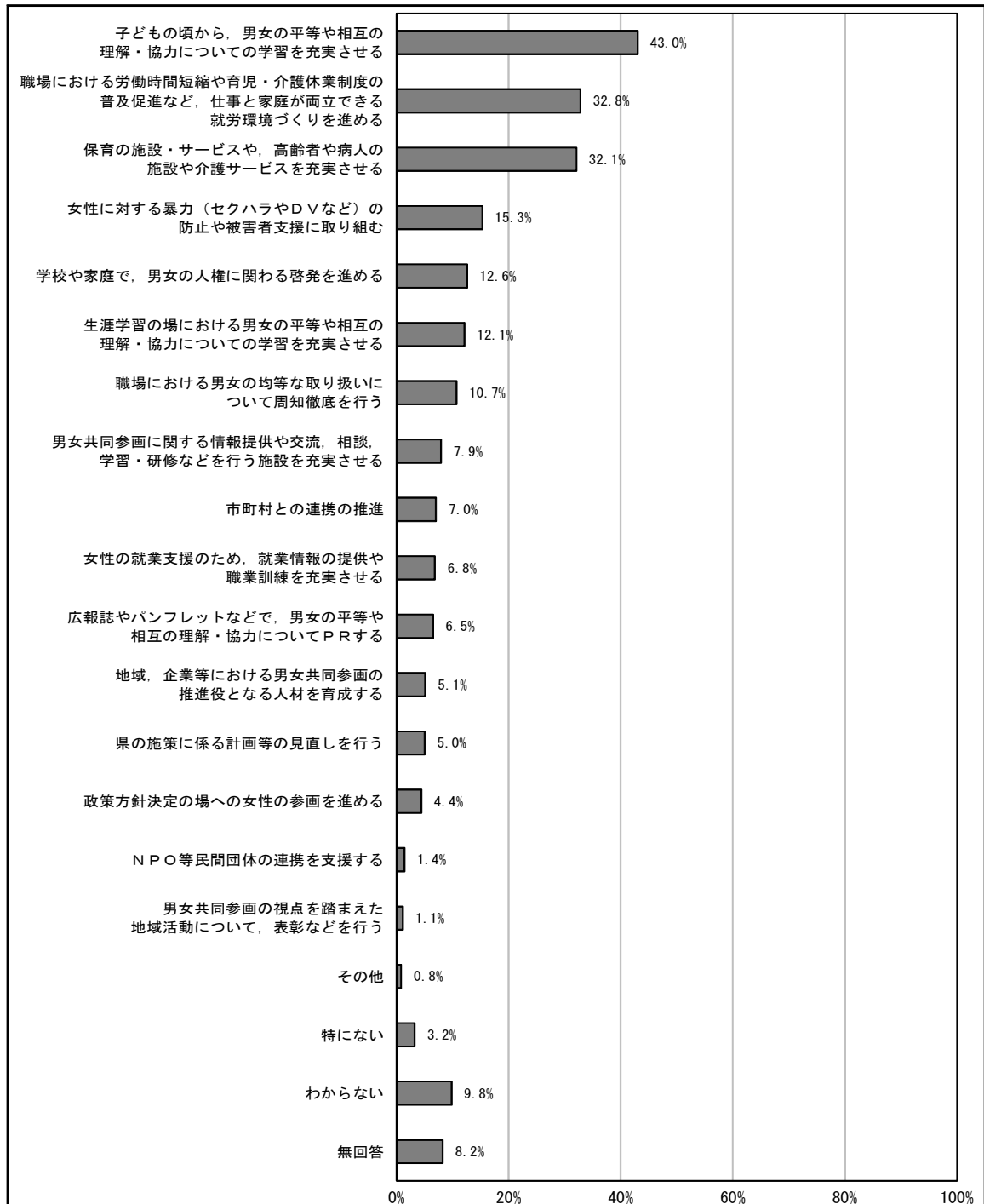
(県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」)

【第2節】 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

1 男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと

平成28年度県民意識調査によると、「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」（43.0%）という回答が最も多くなっている。

図3-1 「男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと」（3つ以内回答）



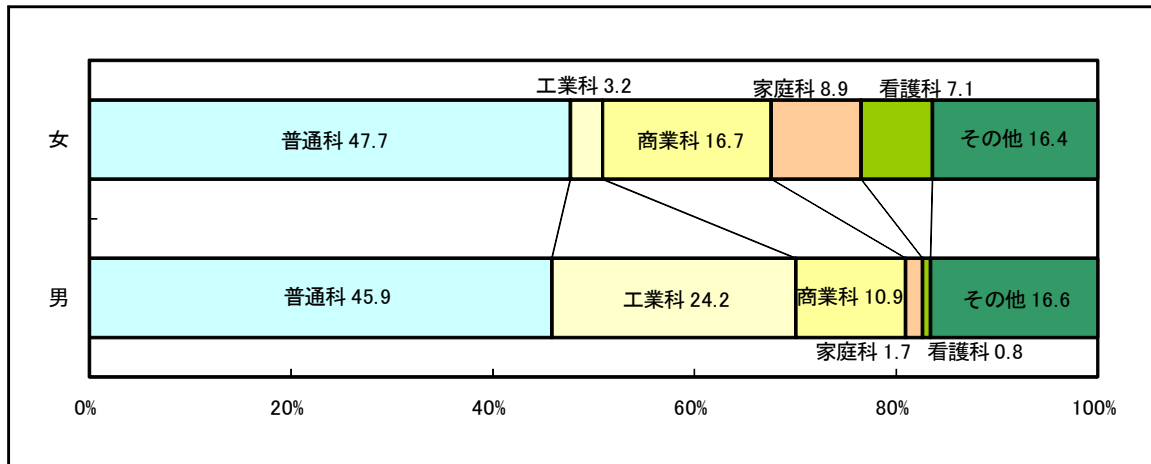
（県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」）

2 進学・進路

(1) 県内の高等学校における学科選択状況

県内の高等学校における入学者を男女別にみると、平成29年度の入学者計15,400人のうち、男性は7,834人(50.9%)、女性は7,566人(49.1%)となっている。さらに、学科別の入学状況を男女別にみると、男女ともに普通科が最も高く約5割を占めており、次いで女性では商業科(16.7%)、家庭科(8.9%)への入学が多く、男性では工業科(24.2%)、商業科(10.9%)への入学が多くなっている。

図3-2 高等学校における学科別入学状況(平成29年5月1日現在)



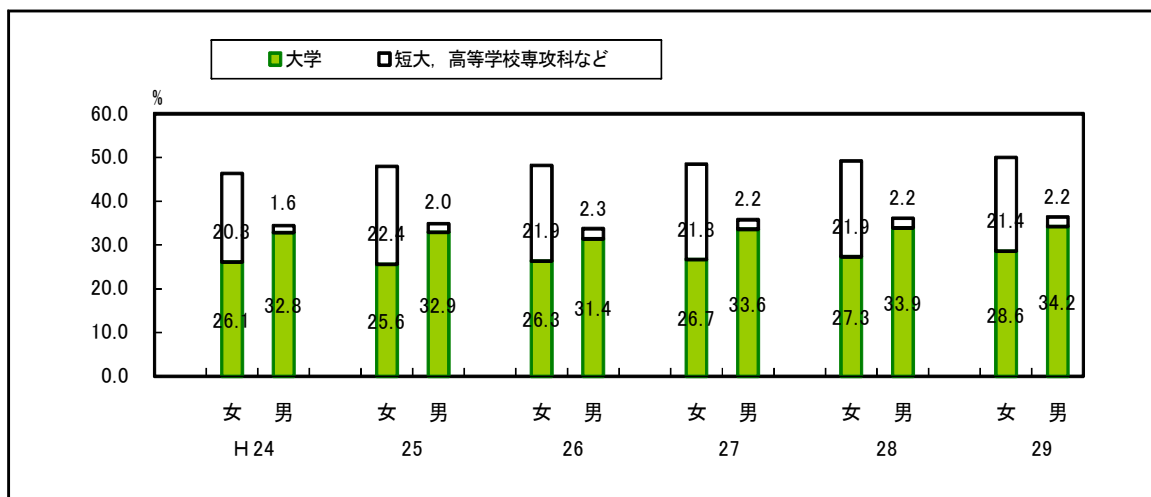
(注)「その他」は農業科、水産科、福祉科、総合学科等の合計

(文部科学省、県統計課「学校基本調査」)

(2) 大学等への進学状況

平成29年3月における県内の高等学校の卒業生(女性7,382人、男性7,383人)のうち、大学等(短期大学、大学・短期大学の通信教育部等を含む)に進学した者及びその割合を男女別にみると、女性が3,689人(50.0%)、男性が2,686人(36.4%)となっており、女性は男性より13.6ポイント高くなっているが、そのうち大学(学部)への進学者数及びその割合をみると、女性が2,109人(28.6%)、男性が2,528人(34.2%)となっており、女性は男性より5.6ポイント低くなっている。

図3-3 県内の高等学校卒業生の進学状況(平成29年3月現在)



(文部科学省、県統計課「学校基本調査」)

【第3節】 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

1 女性の健康等

(1) 死因

本県における女性の死因は、悪性新生物、心疾患、肺炎が、男性の死因は、悪性新生物、心疾患、肺炎が上位を占めており、いずれも、国の死亡率を上回っている。

図4-1 本県における主要死因死亡率の年次推移（女性）

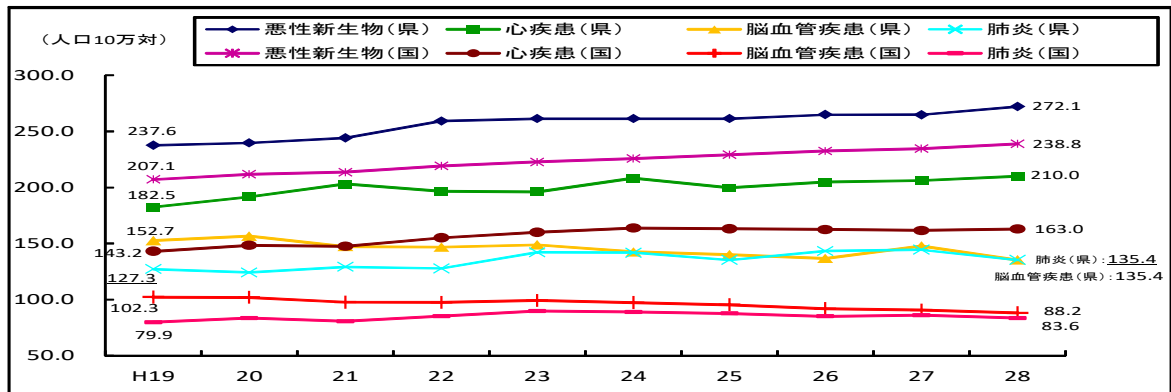
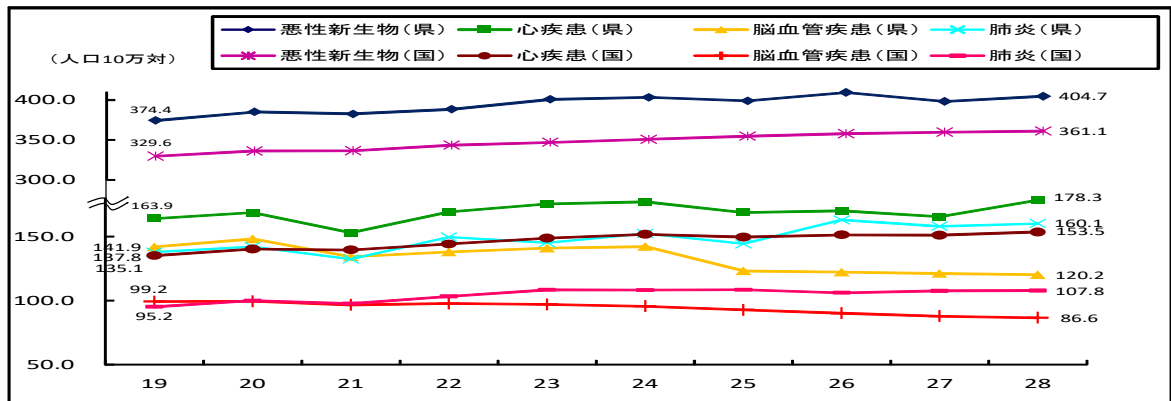


図4-2 本県における主要死因死亡率の年次推移（男性）

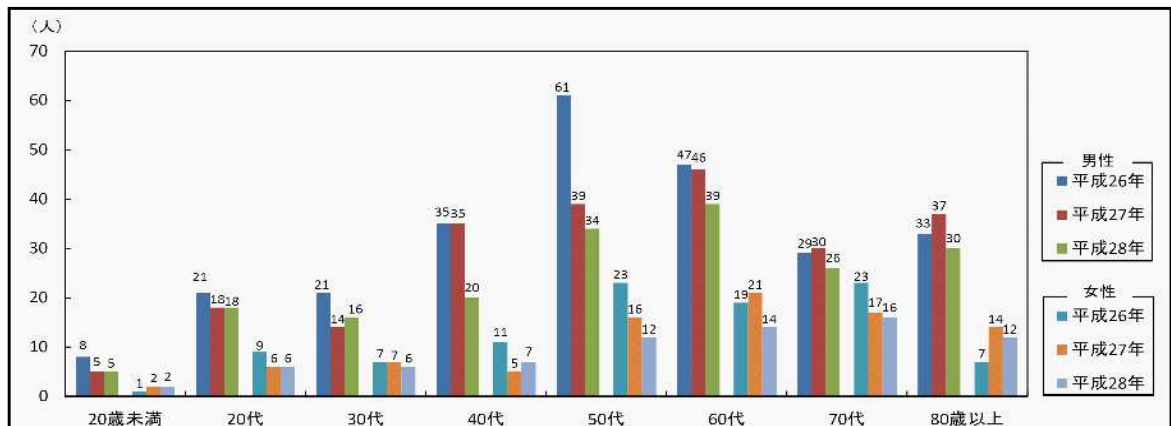


（厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」）

(2) 自殺

本県における平成28年の自殺者数は263人であり、7割以上（188人）を男性が占めている。また、年代別では、60代男性（39人）、50代男性（34人）、80歳以上男性（30人）の順となっている。

図4-3 年代別自殺者数の推移



（厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」）

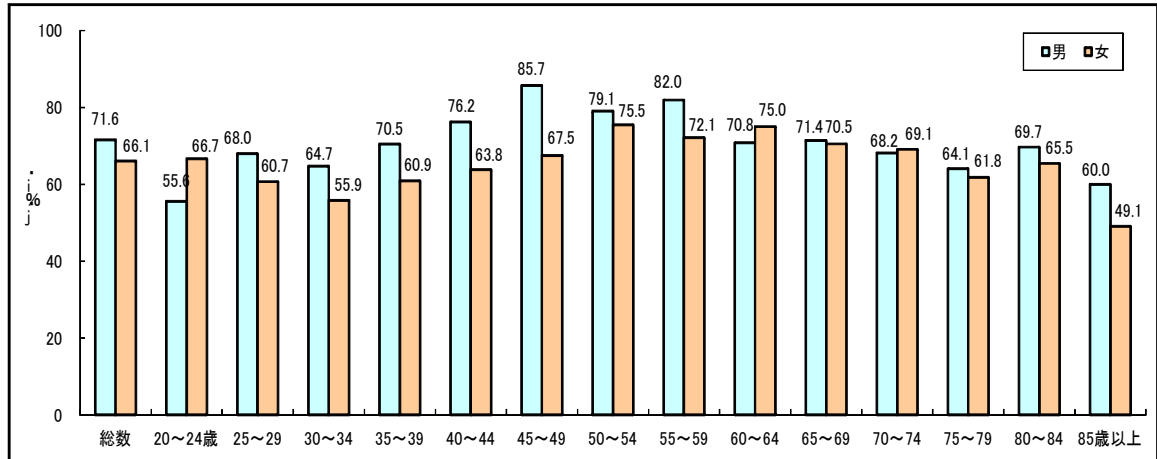
(3) 健診等の受診状況

平成28年国民生活基礎調査によると、本県における20歳以上の者(入院者は除く)について、過去1年間に健診や人間ドックを受けた者の割合を性別・年齢別にみると、20～24歳を除く55歳未満において男性に比べ女性の受診率が低くなっている。

特に、45～49歳において最も男女差が大きくなっており、女性の受診率(67.5%)は男性の受診率(85.7%)と比べて、18.2ポイントも低くなっている。

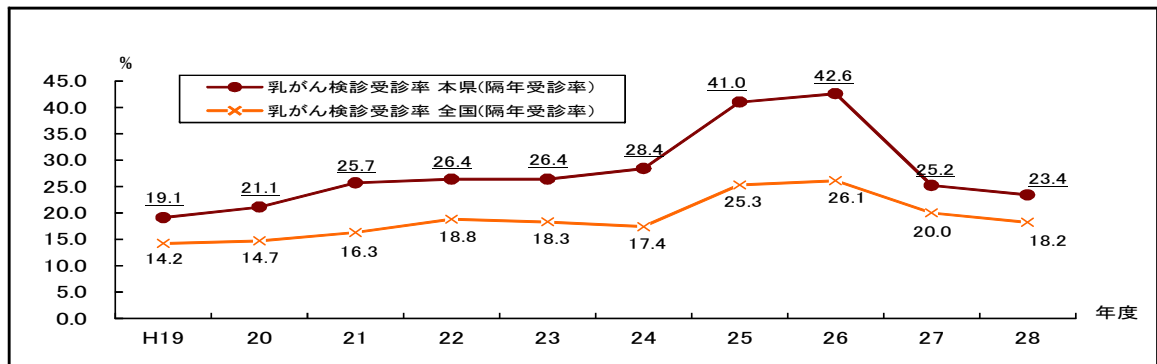
なお、市町村における女性特有のがん(乳がん及び子宮がん)の検診受診率は増加傾向にあり、平成25年度から算定対象年齢の変更もあり、乳がん検診が23.4%、子宮がん検診が14.4%となっている。

図4-4 本県における健診や人間ドックを受けた者の割合



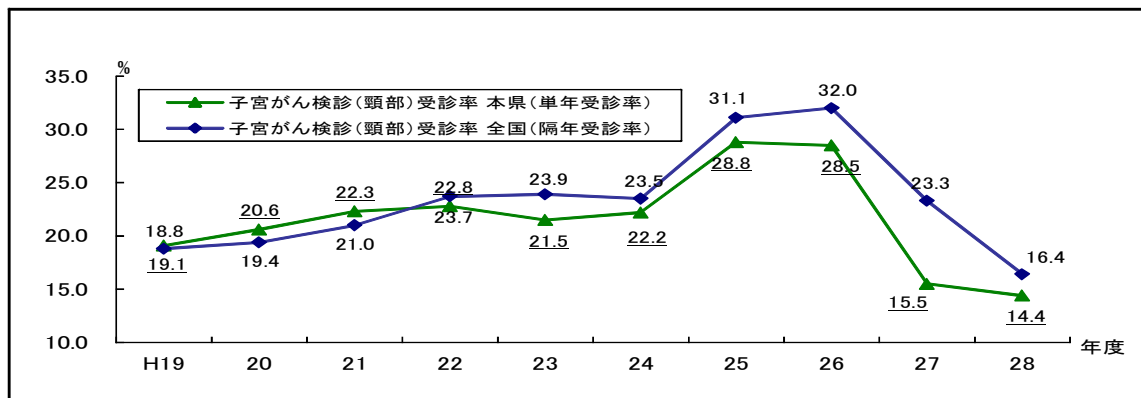
(厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」)

図4-5 乳がん検診受診率の推移



(注) 「がん対策推進基本計画」に基づき、平成25年度より、受診率の算定対象年齢を40歳から69歳までに変更
厚生労働省通知に基づき、平成27年度より、対象者数の計上方法を「(対象年齢の)全住民とする」に統一
(全国：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、本県：県健康増進課「県集計報告」)

図4-6 子宮がん検診(頸部)受診率の推移



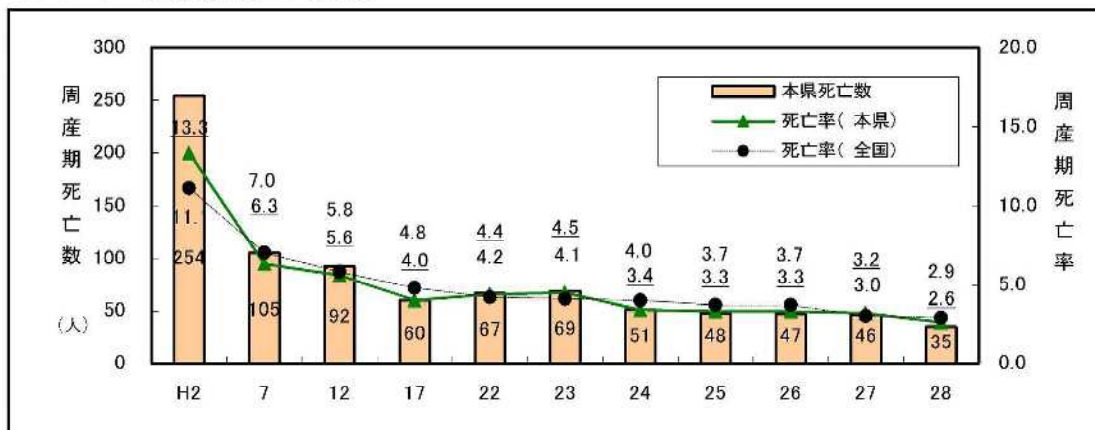
(注) 「がん対策推進基本計画」に基づき、平成25年度より、受診率の算定対象年齢を20歳から69歳までに変更
厚生労働省通知に基づき、平成27年度より、対象者数の計上方法を「(対象年齢の)全住民とする」に統一
(全国：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、本県：県健康増進課「県集計報告」)

(4) 周産期死亡

本県における周産期（妊娠満22週～生後1週未満）の死亡状況を見ると、平成2年には254人だったものが、平成28年には35人と大幅に改善されてきている。

なお、平成28年の周産期死亡率（出産千対）は2.6であり、全国より0.3ポイント低くなっている。

図4-7 周産期死亡率の推移



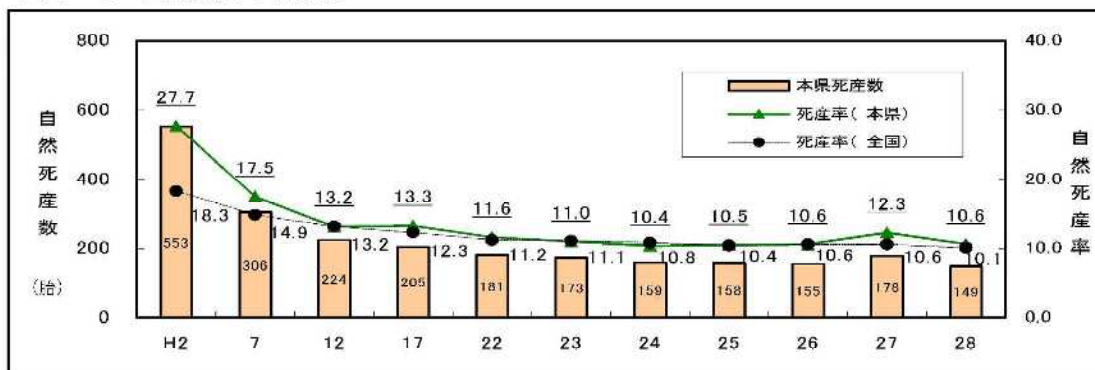
(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

(5) 死産

本県における死産（妊娠満12週以後の死児の出産）の状況を見ると、自然死産率（出産千対）は全国とほぼ同様に推移しており、人工死産率（出産千対）は横ばい傾向にあるが、全国より1.8ポイント高くなっている。

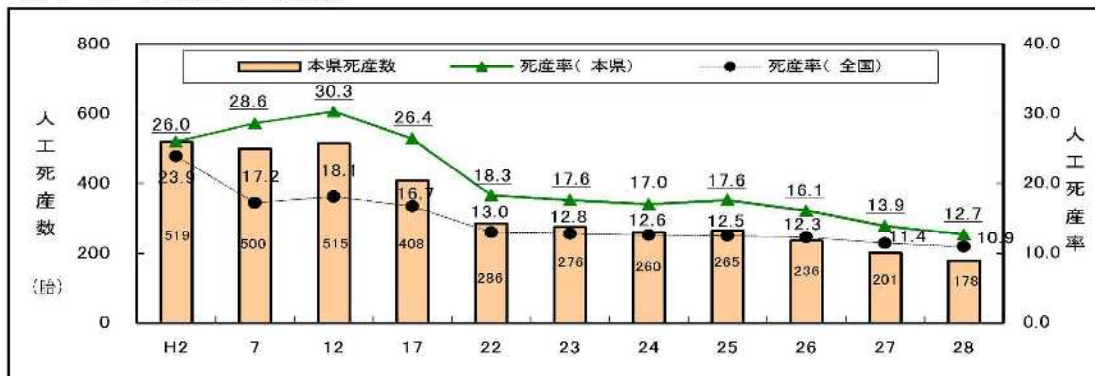
なお、平成28年の死産率（出産千対：死産数を出産数（死産数に出生数を加えたもの）で除したものは23.3であり、全国（21.0）に比べて2.3ポイント高くなっている。

図4-8 自然死産率の推移



(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

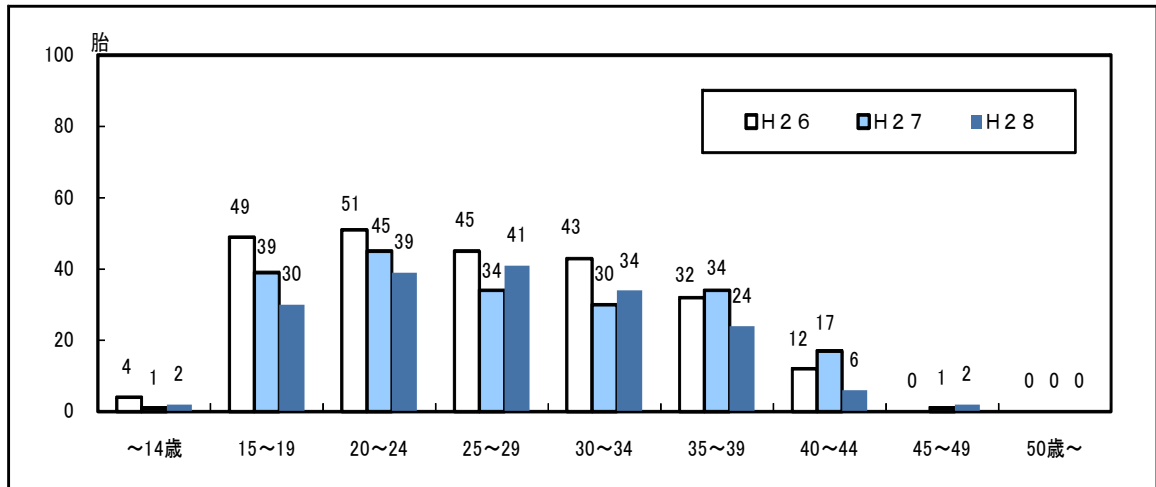
図4-9 人工死産率の推移



(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

また、本県における人工死産について、母の年齢階級別の推移（平成26年～平成28年）をみると、20～24歳を中心に若い世代の占める割合が高くなっている。

図4-10 母の年齢階級別人工死産数の推移



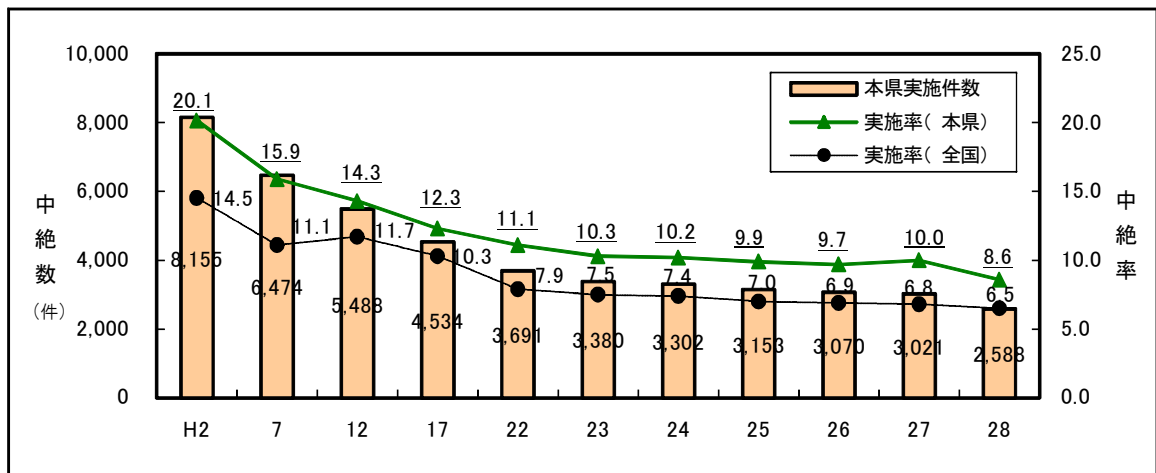
(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

(6) 人工妊娠中絶

本県における人工妊娠中絶の実施状況を見ると、平成2年度には8,155件であったものが、平成28年度には2,588件と減少傾向にある。

なお、平成28年度の人工妊娠中絶実施率（50歳未満の女性人口千対）は8.6となっており、本県は全国よりも高い水準で推移している。

図4-11 人工妊娠中絶実施状況の推移

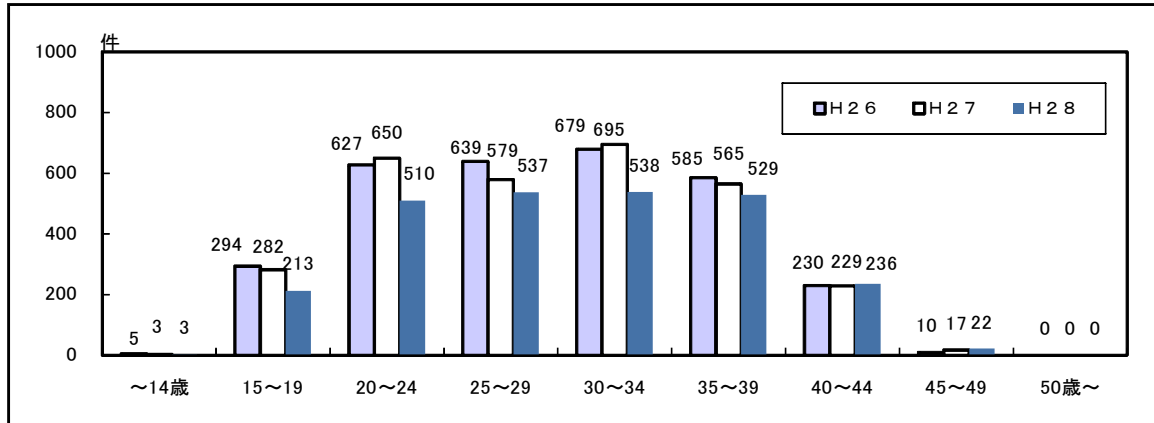


(厚生労働省「衛生行政報告例」)

また、年齢階級別の人工妊娠中絶実施数の推移をみると、30～34歳が最も高く、20～39歳で全体の約8割を占めている。

なお、平成28年度の未成年（20歳未満）については、15歳未満が3件、15～19歳が213件と、全体の1割程度となっている。

図4-12 母の年齢階級別人工妊娠中絶実施数の推移



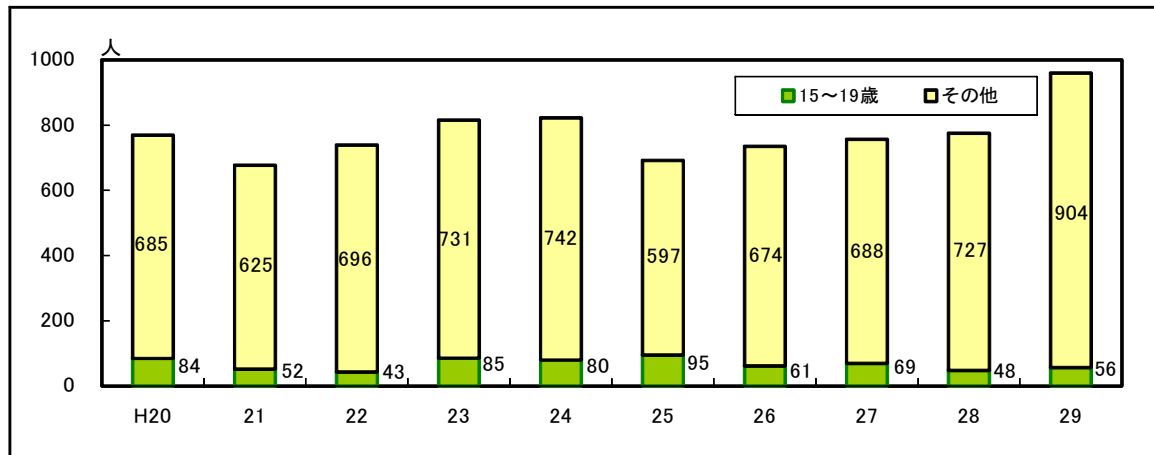
(厚生労働省「衛生行政報告例」)

(7) 性感染症

本県における性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症）の感染者数は、平成29年は960人であり、うち、15～19歳が56人となっている。

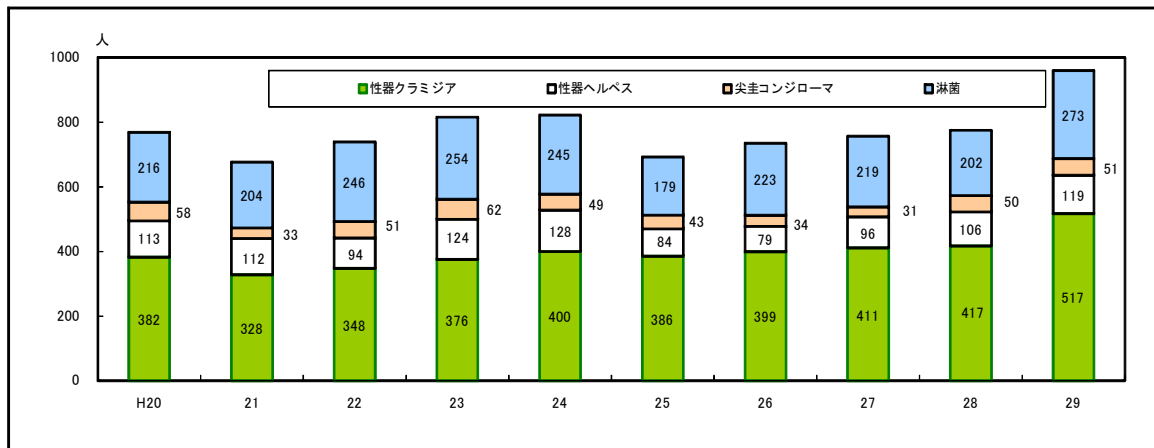
なお、疾患別では、性器クラミジア感染症の感染者数が半数以上を占めている。

図4-13 性感染症の感染者数の推移



(県環境保健センター「鹿児島県感染症情報」)

図4-14 疾患別感染者数の推移



(県環境保健センター「鹿児島県感染症情報」)

(8) 女性の健康づくりの環境整備・相談体制の整備

本県では、女性が自ら抱える健康課題を認識し、主体的に健康づくりを行える環境を整備するため、次の3つの制度を定めている。

● 「女性にやさしい医療機関」「女性にやさしい薬局」「女性の健康づくり協力店」の概要

名 称	要 件 等	H30年1月末
女性にやさしい医療機関 (H18年11月～) 	女性が受診または相談しやすい医療環境を整備している医療機関を指定 (次のうちいずれか1つ以上の要件を満たす。) ①女性のための特別な外来の設置 ②女性患者については、基本的に女性医師が対応 ③女性に配慮した診療日・曜日・時間を設定 ④女性用の診療室を配置 ⑤女性のための専用相談窓口を設置 ⑥乳幼児同伴の女性のため、職員を配置した託児スペースを確保する等女性が受診しやすい環境の整備	68機関
女性にやさしい薬局 (H20年2月～) →「女性の健康サポート薬局」から名称変更 (H29年2月～) 	女性が抱えるさまざまな健康問題に専門的知識を持って対応する薬局を指定(次のすべての要件を満たす。) ①健康かごしま21推進薬局である。 ②女性薬剤師、または複数の薬剤師の配置 ③県薬剤師会が開催する「女性の健康支援セミナー」等の受講。女性の健康問題や性差医療に関する専門的知識を有する薬剤師の配置 ④女性の健康相談に対応できる時間と空間の確保。 ・女性が気軽に相談しやすい雰囲気づくりに配慮 ・相談者の個人情報の保護が徹底され、プライバシーを確保するためのスペースがあるなど、女性が安心して相談できる体制の整備 ・相談の日時の設定等が配慮され、女性がじっくり相談できる時間の確保 ⑤リーフレット・ポスター等を活用した女性の健康問題に関する普及啓発や情報提供の実施 ⑥女性の相談内容に応じて、本人の了解のもと、医療機関や相談機関等関係機関との連携を図る。	112薬局
女性の健康づくり協力店(H18年11月～) 	女性の健康づくりを支援する店舗を登録 (次のうちいずれか1つ以上の要件を満たす。) ①栄養・食生活分野：女性の健康に配慮したメニューや食材等の提供 ②運動分野：女性に配慮した健康づくりのプログラムの提供 ③休養・癒し分野：女性がやすらぎや癒しを得ることができる機会や場所の提供	58店舗

(県健康増進課)

【第4節】 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

1 女性に対する暴力等

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の受付状況

県女性相談センター，県男女共同参画センター及び地域振興局・支庁（7箇所）の保健福祉環境部，市町村の配偶者暴力相談支援センター（5箇所）の計14箇所における相談受付状況をみると，平成28年度は来所，電話等を合わせて7,162件となっている。

内容別にみると，「配偶者からの暴力（以下「DV」という。）」関係は1,462件となっており，平成13年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行され，DVに関する社会的認識が高まったことなどにより，相談件数は増加している。

● 配偶者暴力相談支援センターにおける相談の受付状況（平成28年度）【単位：件，％】

区分	総数	うちDV関係	割合
県女性相談センター	1,874	225	12.0
県男女共同参画センター	2,380	517	21.7
地域振興局・支庁の保健福祉環境部	34	34	100.0
県の相談機関の計	4,288	776	18.1
市町村の配偶者暴力相談支援センター	2,874	686	23.9
合計	7,162	1,462	20.4

（県男女共同参画室調べ）

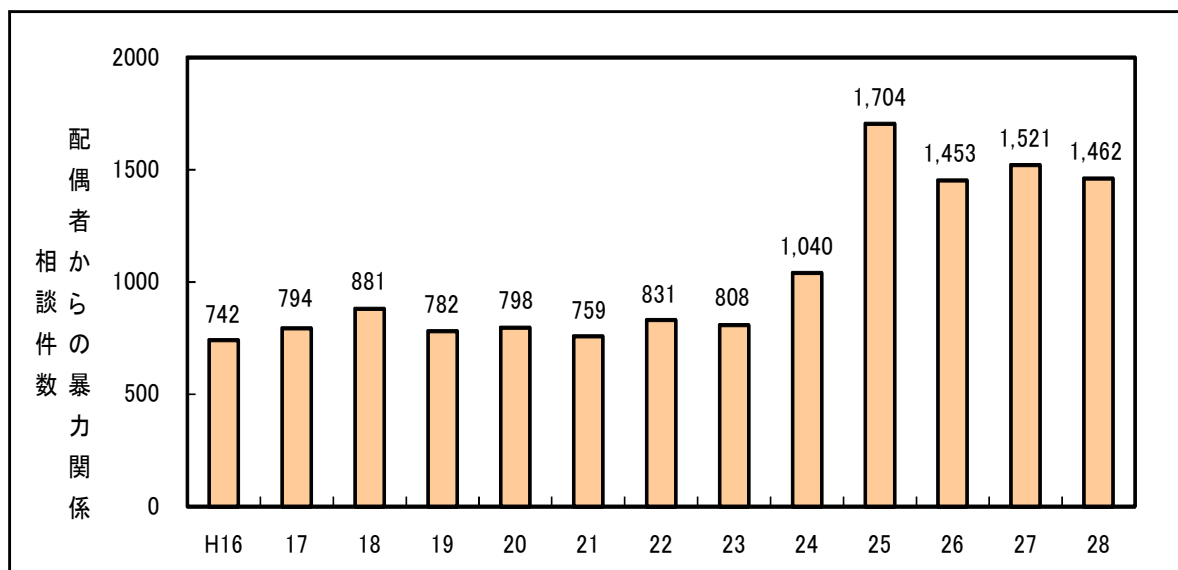
（注）配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの指定状況

【県指定】県女性相談センター，県男女共同参画センター，各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部（7箇所）

【市町村指定】知名町（平成23年11月），薩摩川内市（平成25年4月），鹿児島市（平成25年7月）

鹿屋市（平成27年4月），始良市（平成27年4月）

図5-1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付状況の推移



（県男女共同参画室調べ）

(2) 県男女共同参画センターにおける相談の受付状況

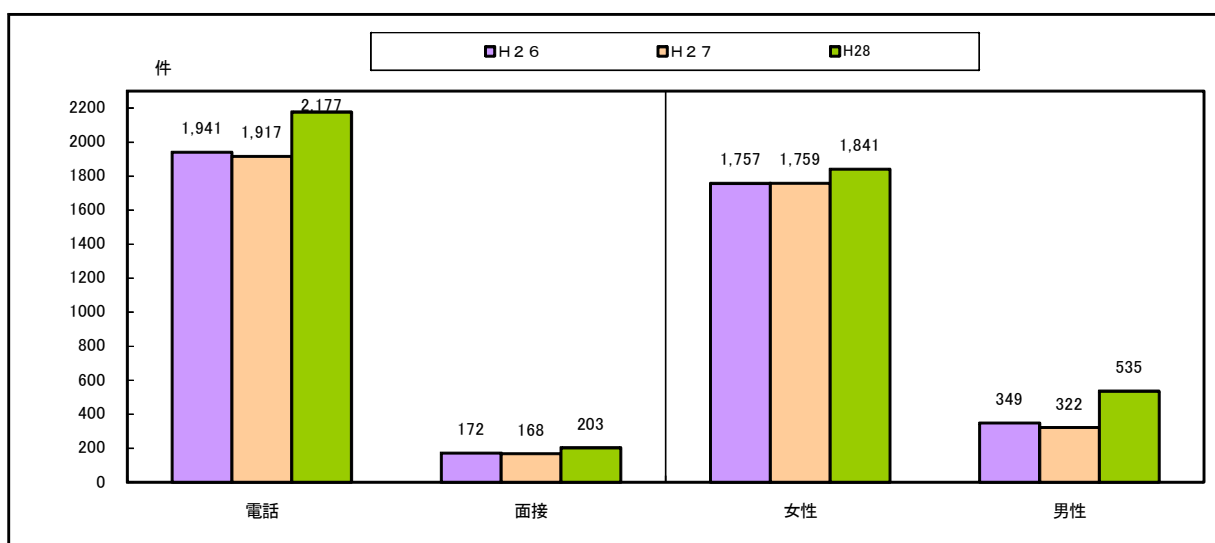
平成15年4月22日にかごしま県民交流センター内に設置された県男女共同参画センターでは、男女共同参画相談員による一般相談及び弁護士や医師等による専門相談を行っている。

平成28年度における相談件数は、一般相談 2,380件（電話 2,177件、面接 203件）、専門相談63件の計2,443件で、3年連続で2,000件を超える状況となっている。

一般相談について、相談者を男女別にみると、女性が1,841件と7割を超えており、年代別では50代が最も多く、次いで40代が多くなっている。相談内容としては、「夫婦関係の問題」に関する相談が1,173件と最も多く、一般相談の相談内容の2割を超える状況となっている。

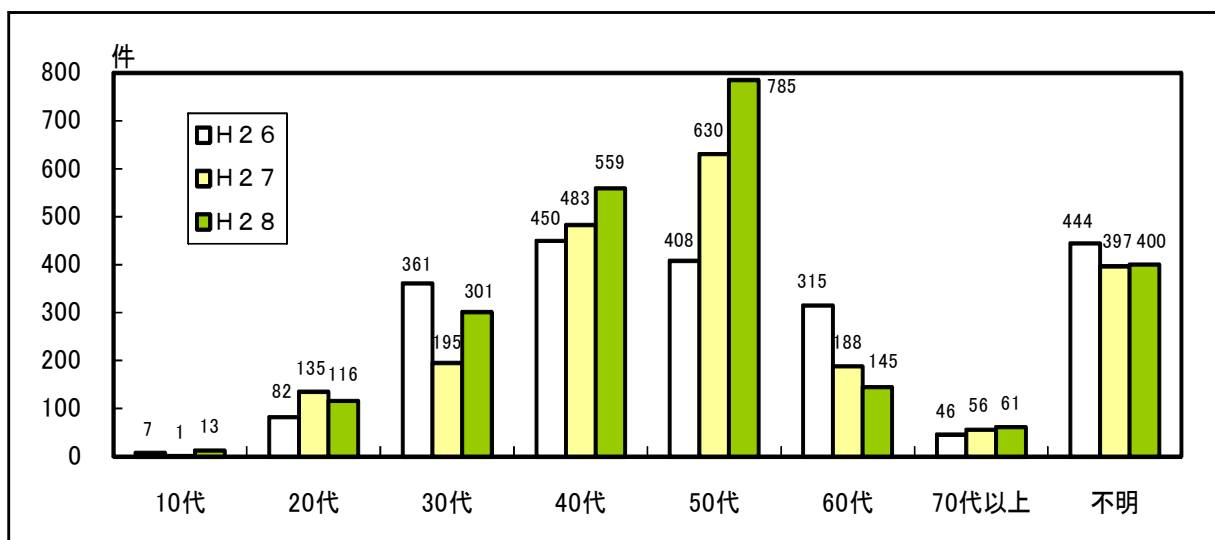
なお、DVやセクハラなどの暴力行為等に関する相談は、620件であり、前年度（564件）に比べて増加している。

図5-2 一般相談における相談方法別・男女別相談受付状況の推移



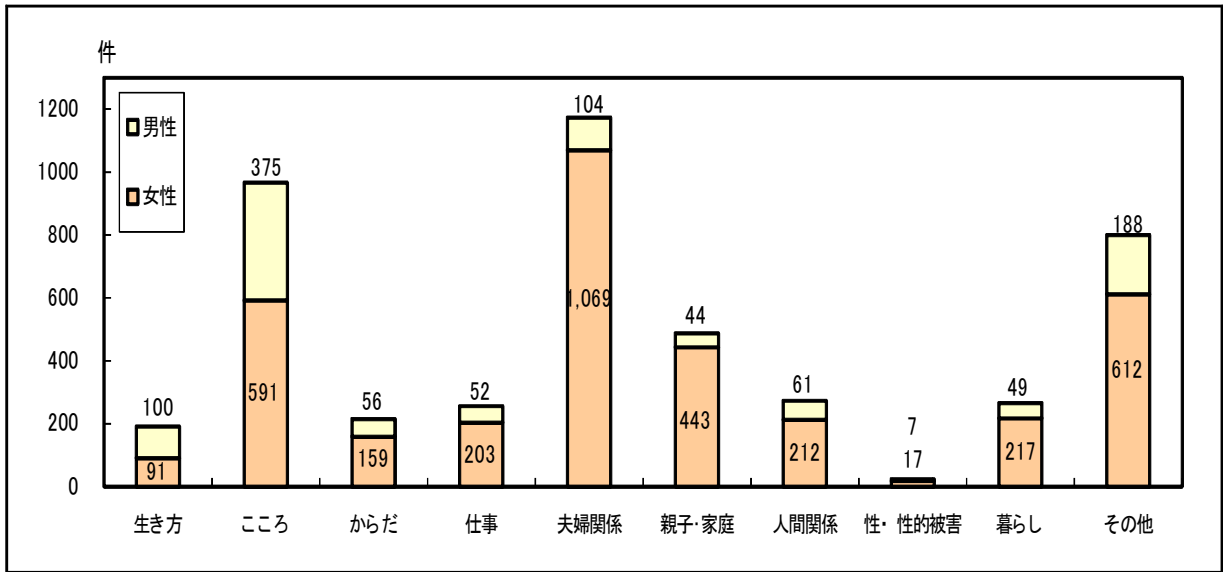
(県男女共同参画センター調べ)

図5-3 一般相談における年代別相談受付状況の推移



(県男女共同参画センター調べ)

図5-4 一般相談における相談内容別件数（平成28年度）



(注) 相談内容が複数にわたるものは重複計上している。

(県男女共同参画センター調べ)

● 県男女共同参画センターにおける暴力行為等関係の相談内容（平成28年度） 【単位：件】

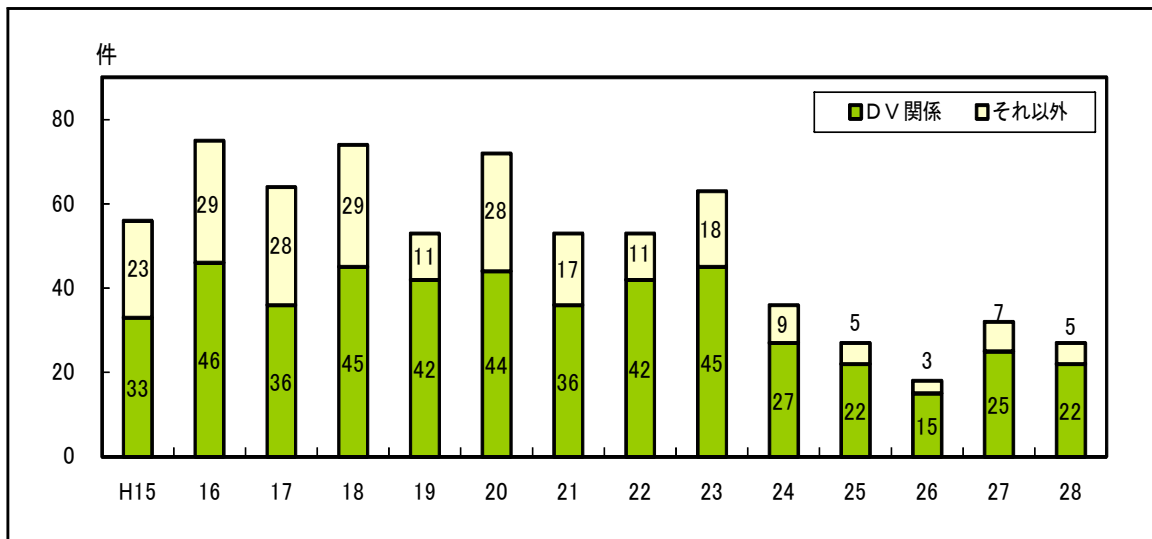
区分	DV	デートDV	虐待	セクハラ	ストーカー	その他	計
相談件数	524	14	61	4	6	11	620

(県男女共同参画センター調べ)

(3) 県内の一時保護施設における一時保護の状況

県内の一時保護施設においては、緊急に保護することが必要と認められる要保護女子等について、一時保護を行っている。平成28年度の入所状況をみると、一時保護件数27件のうちDV関係が22件となっており、全体の約8割を占めている。

図5-5 県内の一時保護施設における一時保護の状況の推移



(県女性相談センター調べ)

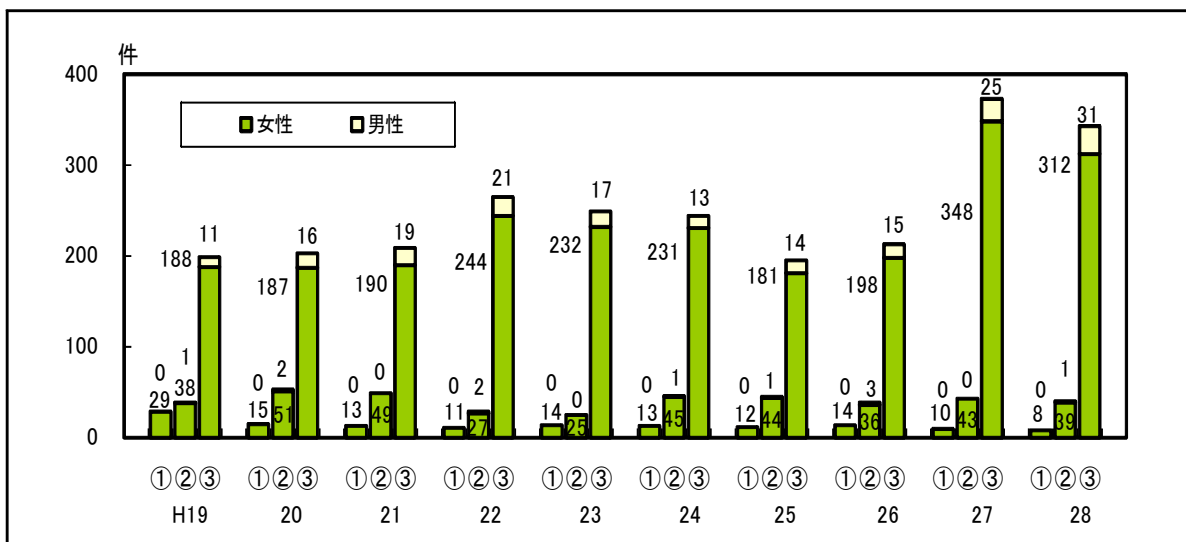
(4) 県警察本部における性犯罪等の被害認知状況

性犯罪（強姦，強制わいせつ）やストーカー行為について，県警察本部における被害認知状況をみると，平成28年は強姦が8件，強制わいせつが40件，ストーカー行為が343件となっている。特にストーカー行為の被害が多く，被害者の約9割は女性となっている。

また，女性の強制わいせつの被害について年齢別にみると，0～10代から20代までが全体の8割近くを占めている。

なお，配偶者暴力事案における被害者は，平成28年は女性が393人（99.2%），男性が3人（0.8%）となっている。

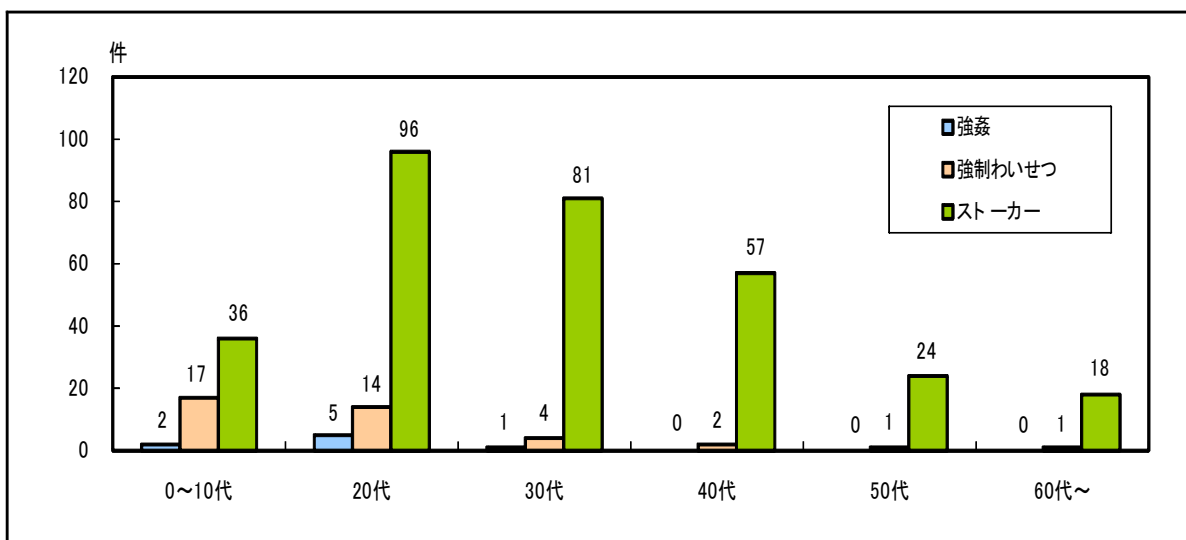
図5-6 県警察本部における性犯罪，ストーカー行為の被害認知状況の推移



(注) ① 強姦，② 強制わいせつ，③ ストーカー

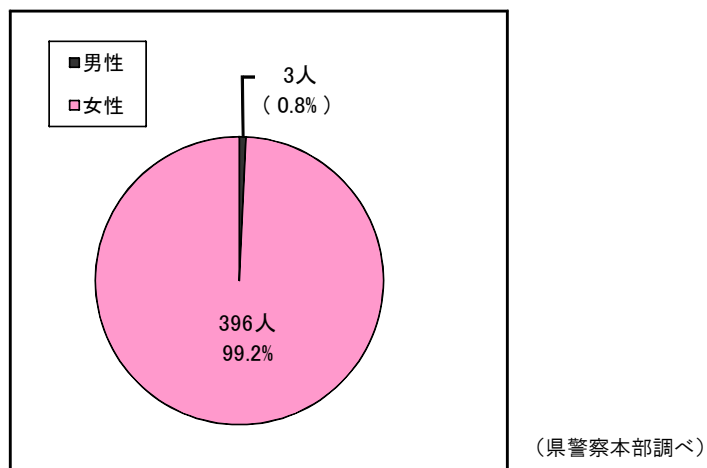
(県警察本部調べ)

図5-7 性犯罪，ストーカー行為の年齢階級別被害認知状況（女性，平成28年）



(県警察本部調べ)

図5-8 配偶者暴力事案における被害者の性別（平成28年）



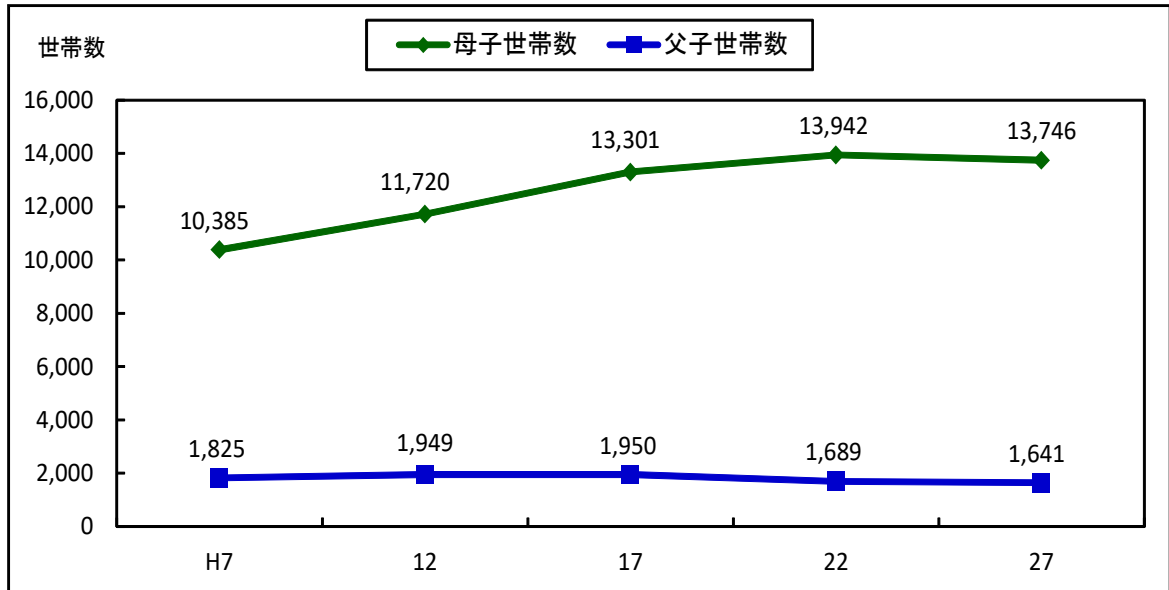
【第5節】 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

1 ひとり親家庭等

(1) 母子世帯、父子世帯数の推移

平成27年10月1日現在で母子世帯数は13,746世帯となっており、前回調査時（平成22年）と比較すると、196世帯、1.4%減少し、前回までの増加傾向から減少に転じた。

図6-1 母子世帯、父子世帯数の推移



(注) 母子（父子）世帯とは、未婚、死別又は離別の女親（男親）と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

（総務省「国勢調査」）

2 若者等

(1) かごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談件数

平成28年度のかごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談件数は784件となっており、内容別では、不登校203件、ひきこもり259件などとなっている。

また、対象者本人の性別では、男性が551人で、約7割を占めている。

● 相談内容別件数・割合（平成28年度）

【単位：件，％】

区分	件数	割合
不登校	203	25.9
ひきこもり	259	33.0
ニート	45	5.7
フリーター	106	13.5
その他	171	21.8
合計	784	

（県青少年男女共同参画課調べ）

(注) その他は、「生活態度改善」、「就労相談」、「進路相談」、「家庭内暴力」などの相談である。

● 性別件数・割合（対象者本人）（平成28年度）

【単位：件，％】

区 分	件 数	割 合
男 性	5 5 1	7 0 . 3
女 性	2 3 2	2 9 . 6
不 明	1	0 . 1
合 計	7 8 4	

（県青少年男女共同参画課調べ）

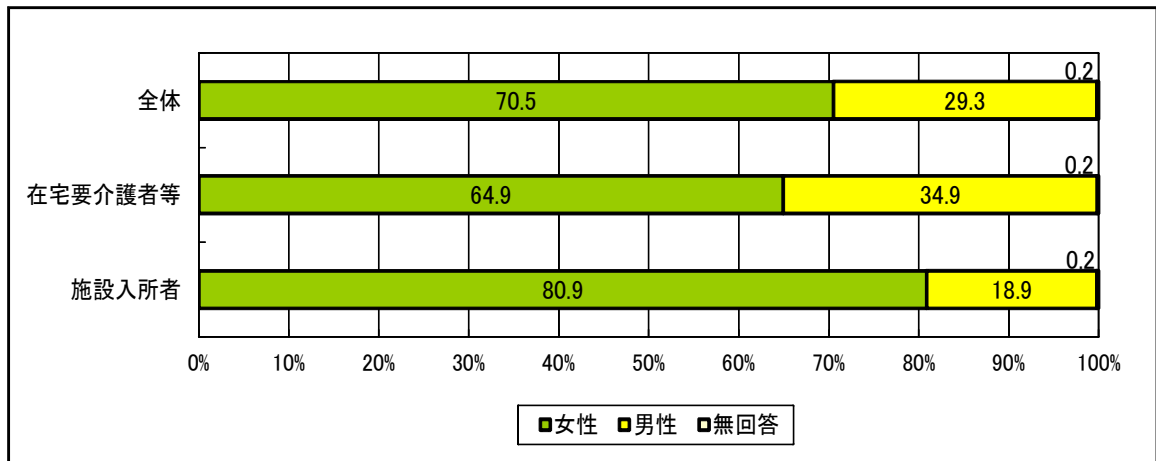
3 高齢者

(1) 要介護者の状況

県が平成25年度に実施した高齢者実態調査によると、本県における要介護者等の総数に占める男女の割合は、有効回答数17,279人のうち女性が70.5%（12,176人）、男性が29.3%（5,059人）となっている。

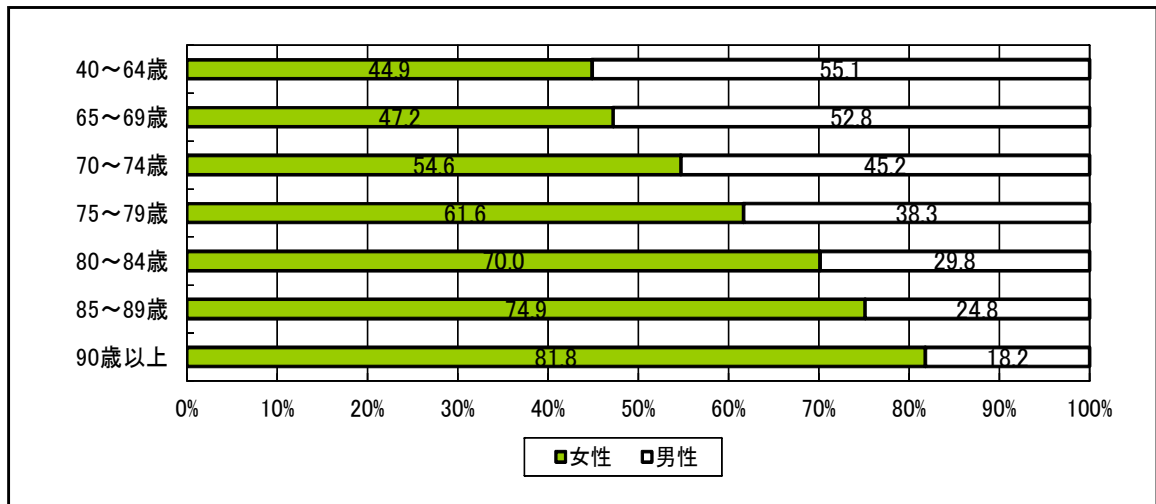
要介護者等を男女別・年齢別にみると、70歳以上において女性の割合が増加し、90歳以上では女性が8割以上を占めている。

図6-2 男女別要介護者等の状況



（県保健福祉部「高齢者実態調査」）

図6-3 男女別年齢別要介護者等の状況

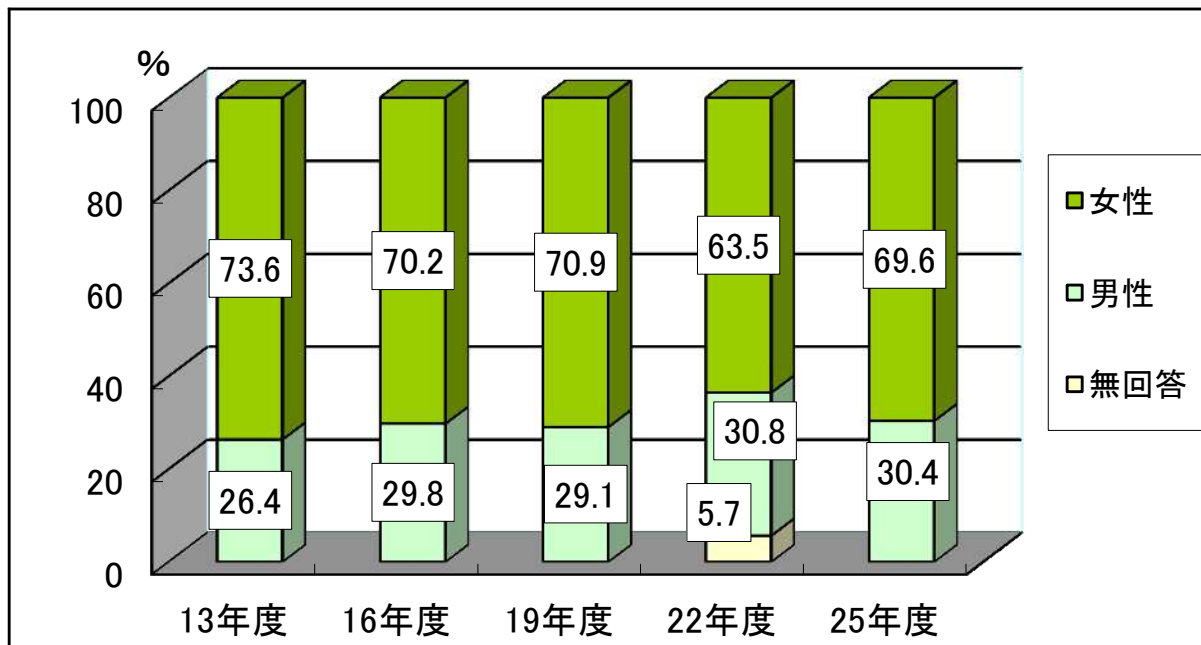


（県保健福祉部「高齢者実態調査」）

(2) 介護者の状況

前述の高齢者実態調査によると、本県における主な介護者（在宅）の性別は、有効回答数11,789人のうち、女性が69.6%（8,210人）、男性が30.4%（3,579人）となっており、介護者の約3分の2が女性となっている。

図6-4 男女別介護者（在宅）の状況



（県保健福祉部「高齢者実態調査」）

【第6節】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 政治への参画

ア 県議会の議員における女性の参画状況

本県議会議員の在職状況をみると、平成28年12月31日現在で女性は4人（前年4人）で、議員総数に占める女性の割合は7.8%（前年7.8%）となっている。

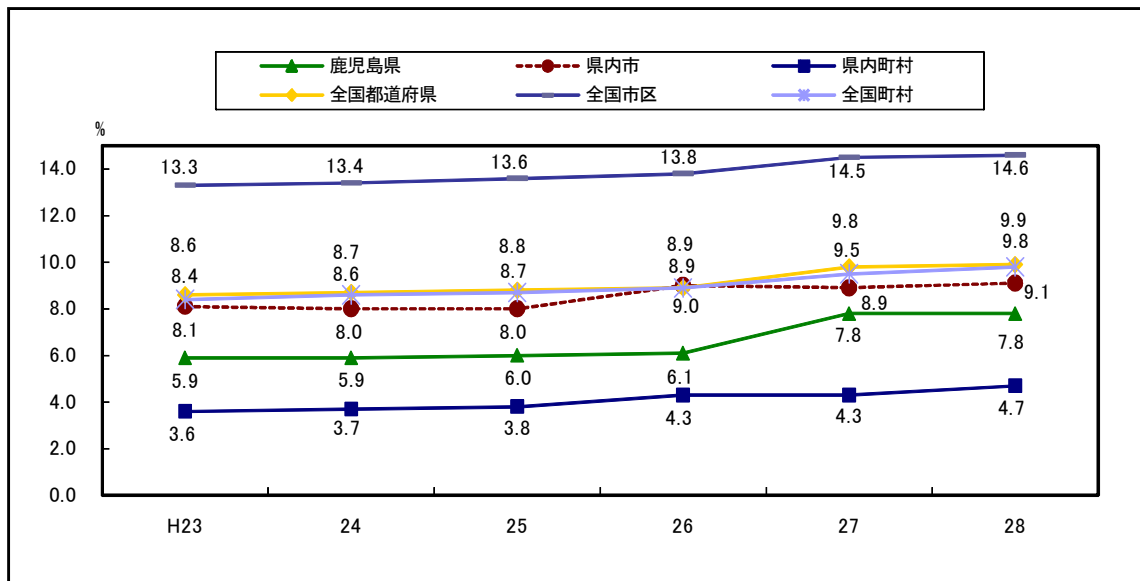
なお、全国の都道府県議会議員に占める女性の割合は、平成28年12月31日現在で9.9%（前年9.8%）となっている。

イ 市町村議会の議員における女性の参画状況

県内の市町村議会議員の在職状況をみると、平成28年12月31日現在で女性は51人（前年49人）で、市議会が38人（前年37人）、町村議会が13人（前年12人）となっている。また、議員総数に占める女性の割合は7.3%（前年7.0%）で、市議会が9.1%（前年8.9%）、町村議会が4.7%（前年4.3%）となっている。

一方、全国の市（区）町村議会議員に占める女性の割合は、平成28年12月31日現在で、市（区）議会は14.6%（前年14.5%）、町村議会は9.8%（前年9.5%）となっており、本県の市町村よりも高い水準で推移している。

図7-1 県、市（区）町村議会における女性議員の割合の推移



（総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査等」）

(2) 審議会等への参画

ア 県の各種委員会等委員における女性の登用状況

本県における各種委員会等の状況をみると、平成29年3月31日現在で女性が1人以上属している委員会等数は7（前年7）で、委員会等総数に占める割合は77.8%（前年77.8%）となっている。

次に、委員の在職状況をみると、女性は12人（前年12人）で、委員総数に占める割合は14.1%（前年14.0%）となっている。

イ 市町村の各種委員会等委員における女性の登用状況

県内市町村における各種委員会等の状況をみると、平成29年3月31日現在において、委員会等の総数224（前年224）のうち、女性が1人以上属している委員会等数は115（前年111）で、市が58（前年58）、町村が57（前年53）となっている。また、委員会等総数に占める女性が1人以上属している委員会等の割合は51.3%（前年49.6%）で、市が54.7%（前年54.7%）、町村が48.3%（前年44.9%）となっている。

次に、委員の在職状況をみると、委員総数1,438人（前年1,480人）のうち女性は192人（前年185人）で、市が107人（前年105人）、町村が85人（前年80人）となっている。また、委員総数に占める女性の割合は13.4%（前年12.5%）で、市が13.6%（前年13.0%）、町村が13.1%（前年11.9%）となっている。

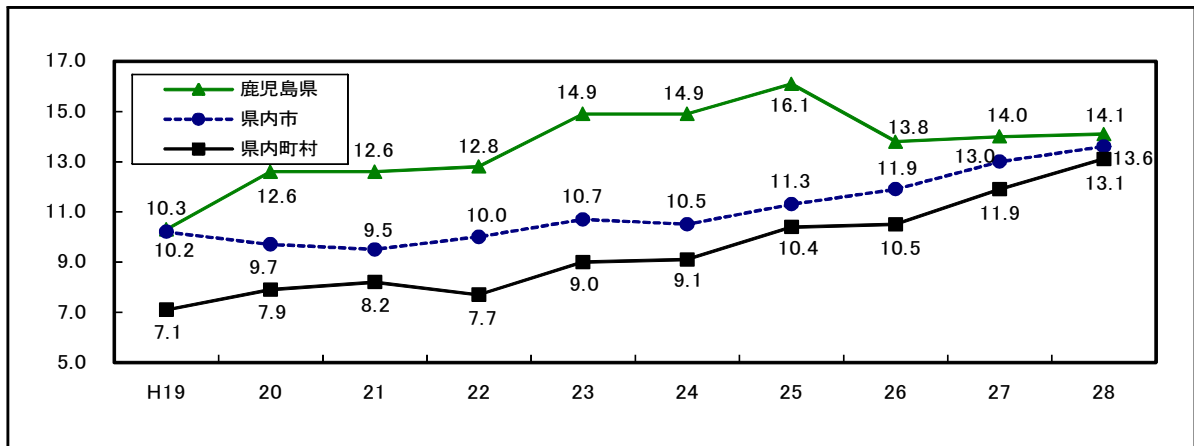
※ 各種委員会等とは、地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関
 県：教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、都道府県労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会
 市町村：教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会（自治体により設置していないものもある。）

● 本県・市町村の各種委員会等における状況（平成29年3月31日現在） 【単位：人，%】

区分	委員会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
本 県	9	7	77.8	85	12	14.1
県内市	106	58	54.7	787	107	13.6
県内町村	118	57	48.3	651	85	13.1
市町村計	224	115	51.3	1,438	192	13.4

（県男女共同参画室調べ）

図7-2 県や県内市町村の各種委員会等における女性委員の割合の推移



（県男女共同参画室調べ）

ウ 県の審議会等委員における女性の登用状況

本県における審議会等の状況をみると、平成29年3月31日現在で女性が1人以上属している審議会等数は85で、審議会等総数に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は97.6%（前年96.4%）となっている。

次に、委員の在職状況をみると、女性は615人（前年565人）で、委員総数に占める女性の割合は38.2%（前年35.6%）となっている。

※ 審議会等とは、地方自治法第202条の3に基づき、法律、政令及び条例により設置されている附属機関並びに各自治体の規則や要綱等により設置されている懇話会・協議会等をいう。

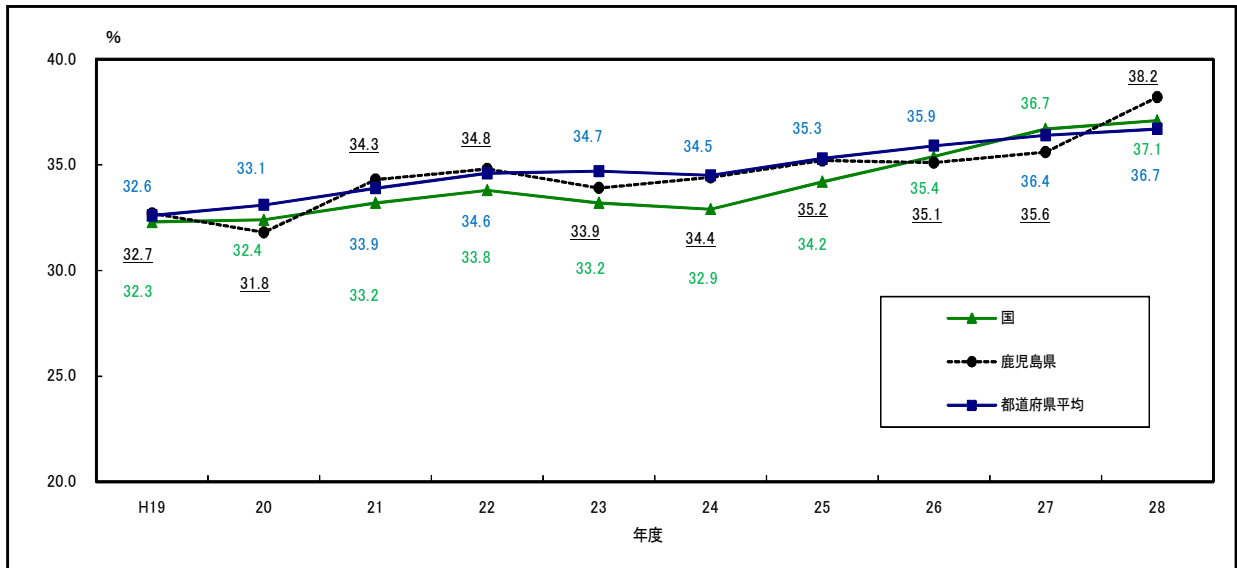
● 本県の審議会等における状況（平成29年3月31日現在）

【単位：人，％】

区分	審議会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
法令必置	35	34	97.1	874	306	35.0
それ以外	50	49	98.0	738	309	41.9
合計	85	83	97.6	1,612	615	38.2

（県男女共同参画室調べ）

図7-3 国や県の審議会等における女性委員の割合の推移



（内閣府 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」，「女性の政策・方針決定参画状況調べ」）

エ 市町村の審議会等委員における女性の登用状況

県内の市町村における審議会等の状況をみると、平成29年3月31日現在で女性が1人以上属している審議会等数は1,290（前年1,237）で、市が893（前年862）、町村が397（前年375）となっている。また、審議会等総数に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は85.3%（前年84.1%）で、市が87.6%（前年87.0%）、町村が80.5%（前年78.1%）となっている。

次に、委員の在職状況をみると、委員総数22,661人（前年22,477人）のうち女性は5,600人（前年5,435人）で、市が4,130人（前年4,169人）、町村が1,470人（前年1,266人）となっている。

また、委員総数に占める女性の割合は24.7%（前年24.2%）で、市が26.0%（前年26.2%）、町村が21.6%（前年19.3%）となっている。

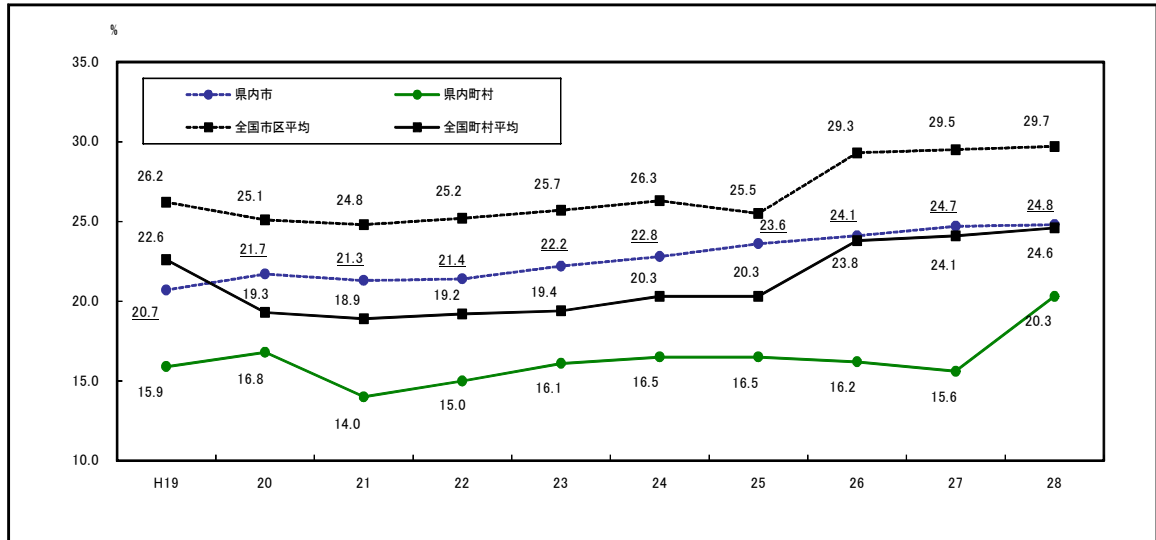
● 県内市町村の審議会等における状況（平成29年3月31日現在）

【単位：人，％】

区分	審議会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
市	附属機関	485	86.3	8,581	2,129	24.8
	それ以外	457	89.3	7,274	2,001	27.5
	計	1,019	893	15,855	4,130	26.0
町村	附属機関	248	77.3	4,394	892	20.3
	それ以外	172	86.6	2,412	578	24.0
	計	493	397	6,806	1,470	21.6
市町村計	1,512	1,290	85.3	22,661	5,600	24.7

（県男女共同参画室調べ）

図7-4 市町村の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の推移



(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

(3) 行政への参画

ア 県職員における女性の登用状況

県職員（知事部局・地方公営企業〔県立病院局〕・教育委員会・警察本部）における管理職の在職状況をみると、平成29年4月1日現在で女性は41人（前年38人）で、本庁が14人（前年13人）、出先機関が27人（前年25人）となっている。また、管理職総数に占める女性の割合は6.6%（前年6.1%）で、本庁が5.4%（前年5.0%）、出先機関が7.5%（前年6.9%）となっている。

なお、県職員における新規採用の状況をみると、平成28年度に採用した女性は134人（うち上級68人）で、採用総数に占める女性の割合は33.1%（上級30.1%）となっている。

● 県職員における管理職の在職状況（平成29年4月1日現在） 【単位：人，%】

区分	総数	うち女性					
		人数	割合	部局長クラス	次長クラス	課長クラス	
本庁	知事部局	191	12	6.3	1	1	10
	地方公営企業（県立病院局）	3	0	—	0	0	0
	教育委員会	25	1	4.0	0	0	1
	警察本部	42	1	2.4	0	0	1
	計	261	14	5.4	1	1	12
方支 事庁 務・ 所地	知事部局	269	18	6.7	0	1	17
	地方公営企業（県立病院局）	30	5	16.7	0	0	5
	教育委員会	27	4	14.8	0	0	4
	警察本部	33	0	—	0	0	0
	計	359	27	7.5	0	1	26
県計	620	41	6.6	1	2	38	

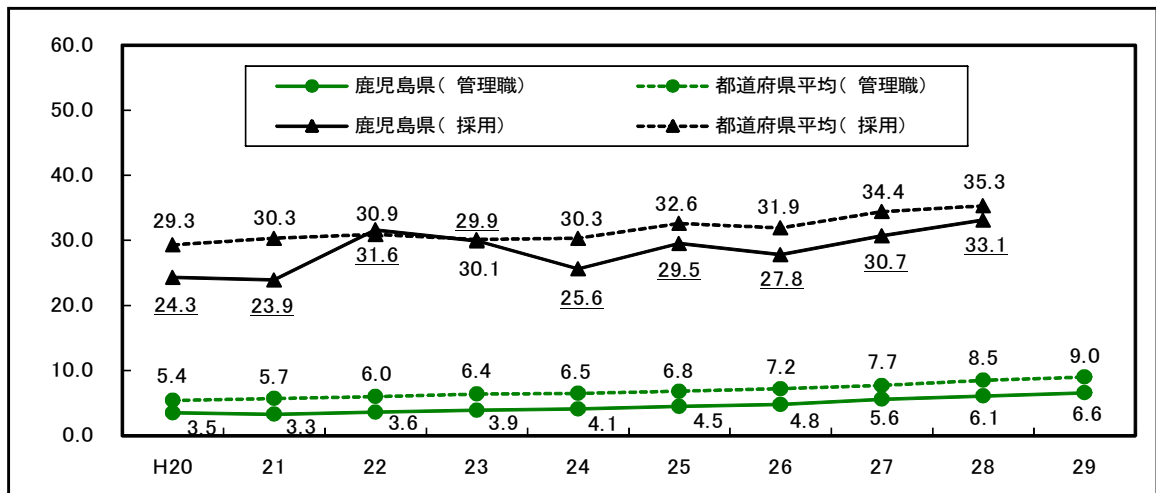
(県男女共同参画室調べ)

● 県職員における女性の採用状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日） 【単位：人，%】

区分	総数	うち女性	割合
全体	405	134	33.1
うち上級	226	68	30.1

(県男女共同参画室調べ)

図7-5 県職員の管理職及び採用時における女性の割合の推移



(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

イ 市町村職員における女性の登用状況

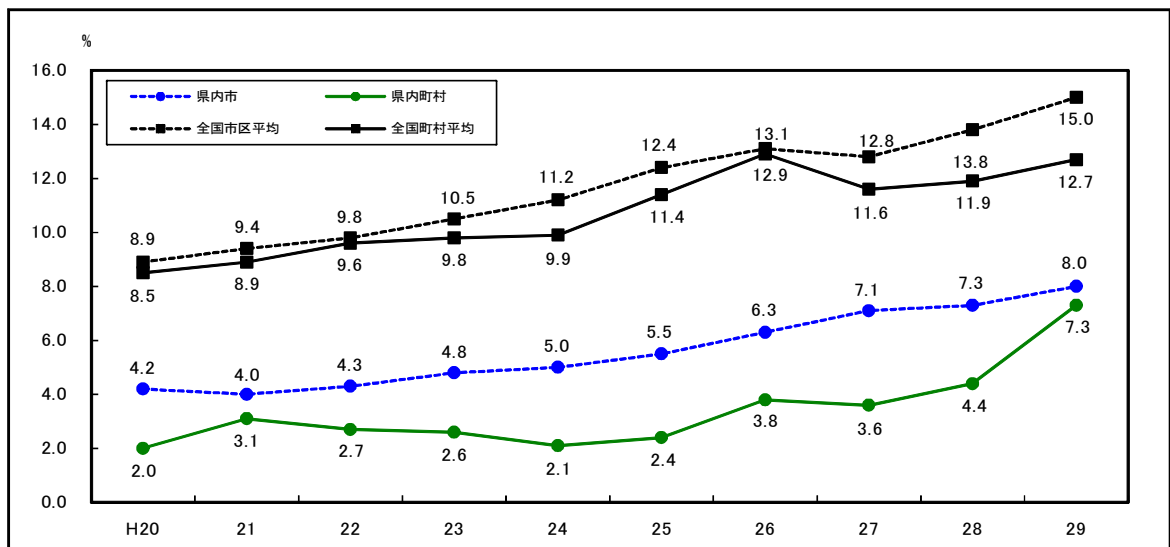
県内の市町村職員における管理職の在職状況を見ると、平成29年4月1日現在で女性は150人(前年127人)で、市が121人(前年110人)、町村が29人(前年17人)となっている。また、管理職総数に占める女性の割合は7.8%(前年6.7%)で、市が8.0%(前年7.3%)、町村が7.3%(前年4.4%)となっている。

● 市町村職員における管理職の在職状況(平成29年4月1日現在) 【単位:人, %】

区分	総数	うち女性				
		人数	割合	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
市	1,522	121	8.0	8	3	110
町村	395	29	7.3	0	0	29
市町村計	1,917	150	7.8	8	3	139

(県男女共同参画室調べ)

図7-6 市町村職員の管理職における女性の割合の推移

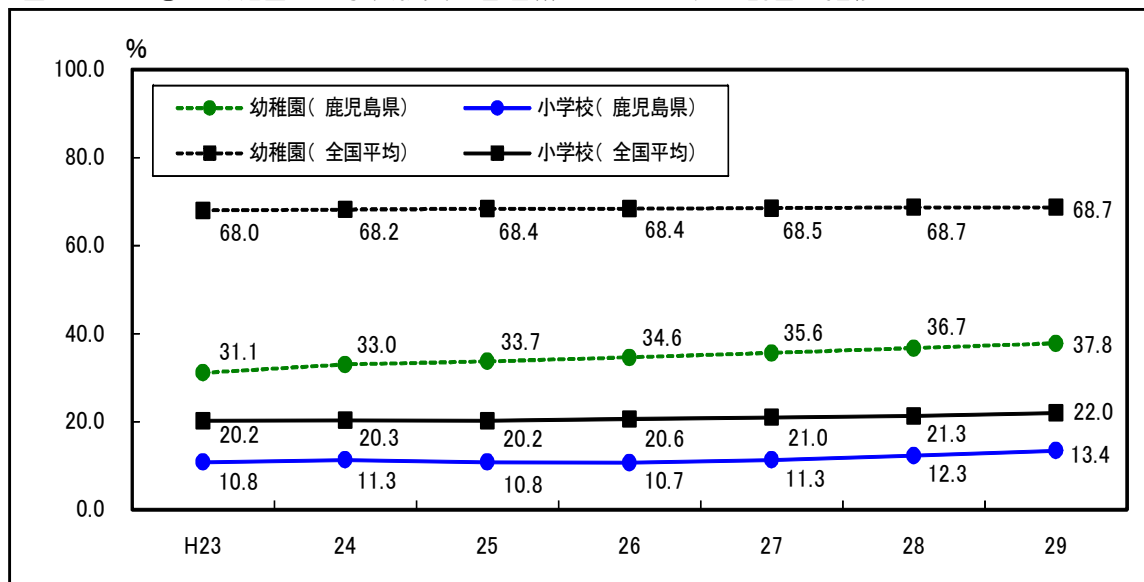


(内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

(4) 学校教育の場への参画

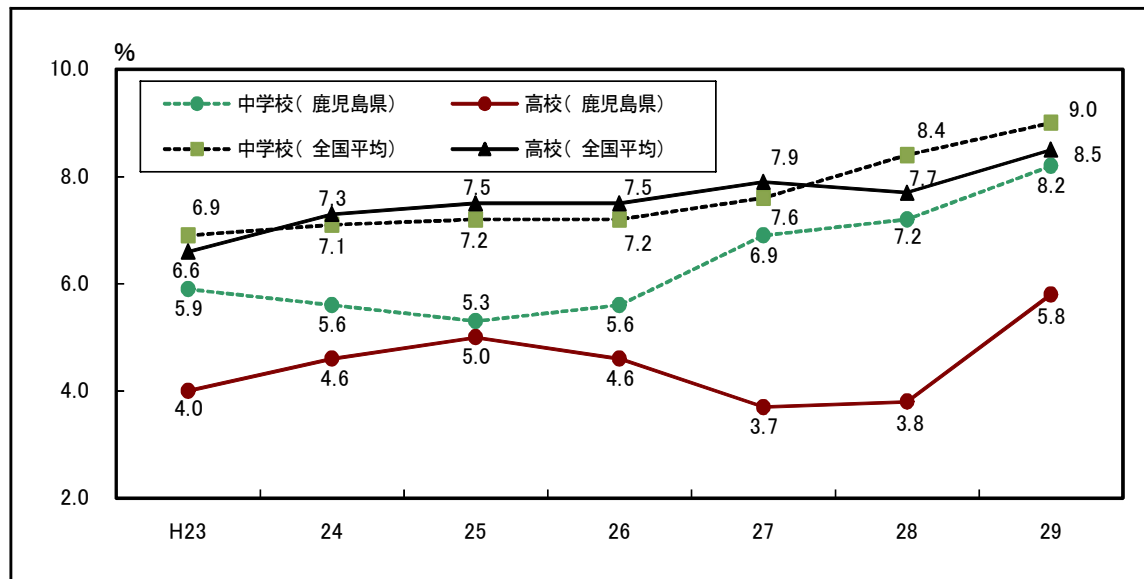
県内の学校のうち幼稚園、小学校、中学校、高等学校における管理職（校（園）長、副校（園）長、教頭）総数に占める女性の割合は、平成29年5月1日現在で幼稚園が37.8%（前年36.7%）、小学校が13.4%（前年12.3%）、中学校が8.2%（前年7.3%）、高等学校が5.8%（前年3.8%）となっている。

図7-7-① 幼稚園・小学校教員の管理職における女性の割合の推移



（文部科学省，県統計課「学校基本調査」）

図7-7-② 中学校・高等学校教員の管理職における女性の割合の推移



（文部科学省，県統計課「学校基本調査」）

(5) 企業における女性の参画状況

県内の事業所における管理職等（係長相当職以上）総数に占める女性の割合は、平成28年9月30日現在で18.0%となっており、「係長相当職」が22.6%、「課長相当職」が14.3%、「部長相当職」が12.2%と役職が上がるにつれて割合が低下している。

また産業別に女性の割合をみると、「医療・福祉」（38.0%）が最も多く、次いで「教育，学習支援業」（25.3%）、「鉱業，採石業，砂利採取業」（25.0%）の順となっている。

図7-8 管理職等における女性の割合（階級別）

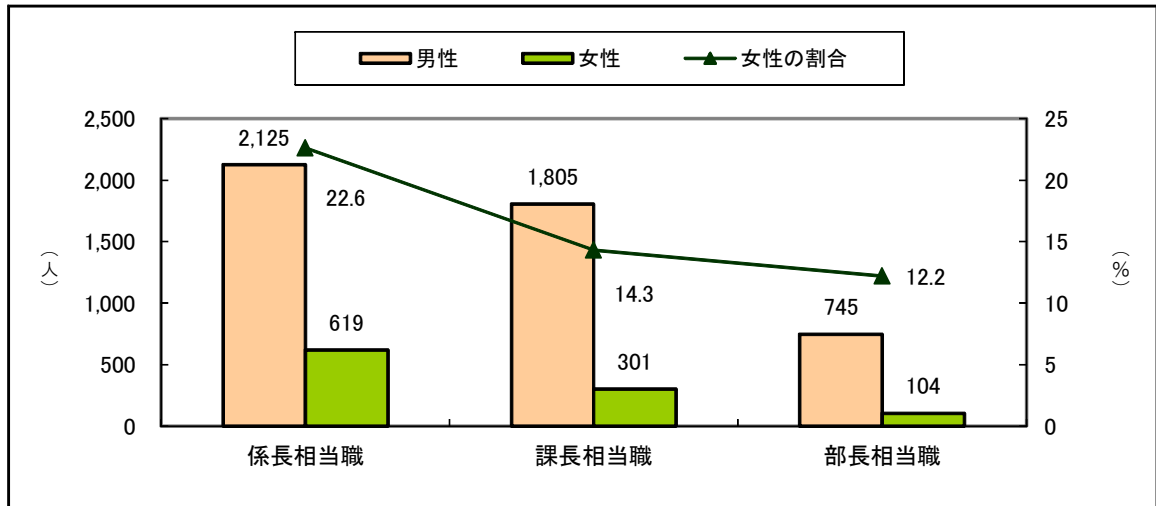
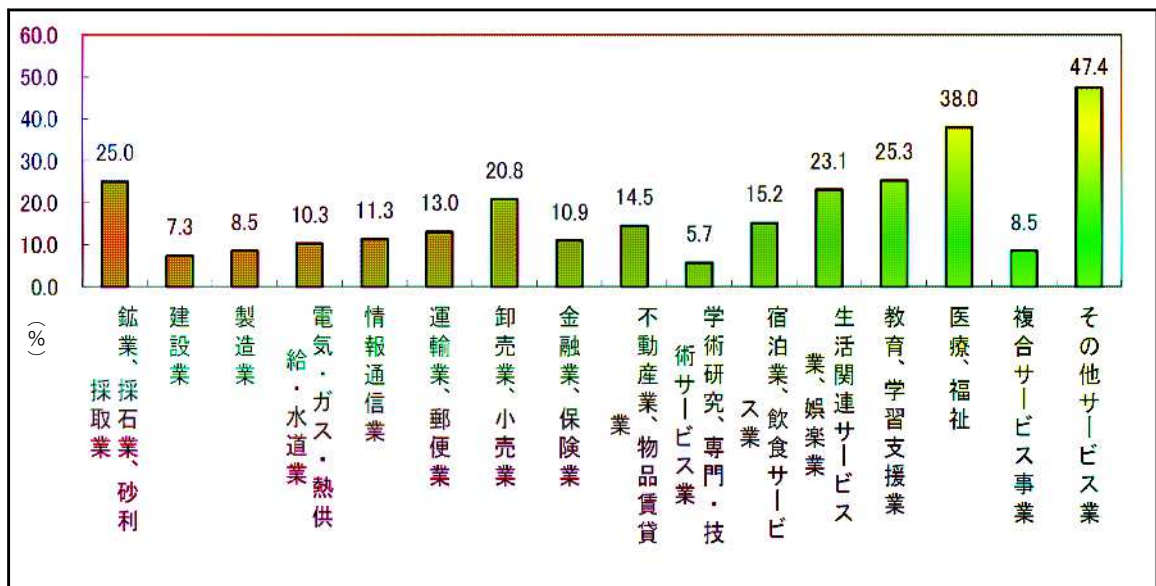


図7-9 管理職等における女性の割合（産業別）



(注) 図7-8及び図7-9は、調査対象のうち回答のあった事業所(658)における割合

(県雇用労政課 平成28年度「労働条件実態調査」)

(6) 各種協同組合における女性の登用状況

県内の各種協同組合における正組合員総数に占める女性の割合は、農業協同組合が21.3%（前年21.1%）、森林組合が16.6%（前年16.3%）、漁業協同組合が2.1%（前年5.8%）となっている。（基準日は団体により異なる。）

また、役員（理事、監事）の在職状況を見ると、女性は農業協同組合が31人（前年24人）、森林組合が0人（前年0人）、漁業協同組合が3人（前年2人）で、役員総数に占める女性の割合は、農業協同組合が9.0%（前年6.8%）、森林組合が0%（前年0%）、漁業協同組合が0.7%（前年0.5%）となっている。

● 各種協同組合における役員の在職状況

【単位：人，％】

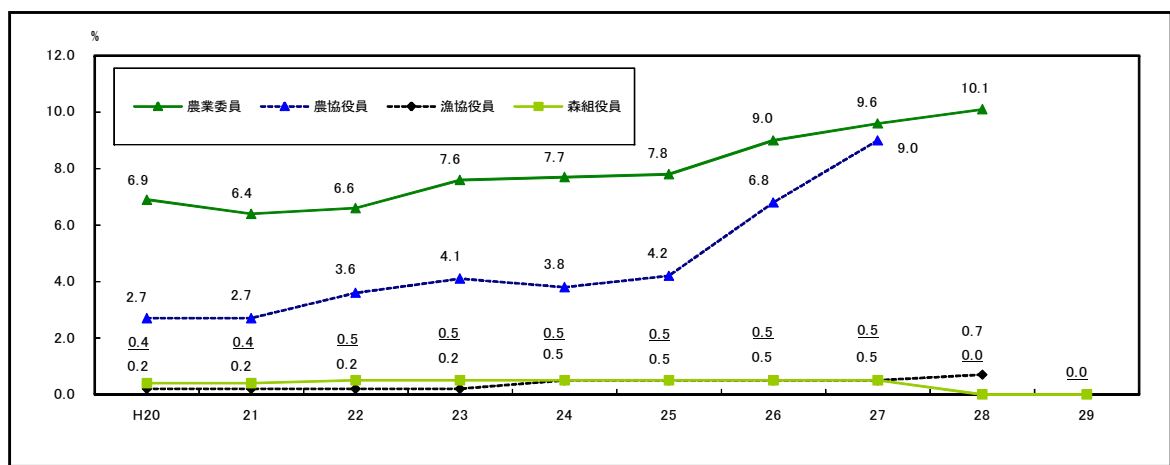
区 分	組合数	正組員総数	うち女性	割 合	役員総数	うち女性	割 合
農業協同組合	15	99,607	21,222	21.3	345	31	9.0
森林組合	15	96,792	16,032	16.6	192	0	0
漁業協同組合	47	12,915	272	2.1	406	3	0.7

(注) 農業協同組合は平成27事業年度末現在，森林組合は平成29年6月末現在，漁業協同組合は平成28年事業年度末現在
(県農業経済課，環境林務課，水産振興課調べ)

(7) 農業委員会における女性の登用状況

県内市町村の農業委員会における農業委員の在職状況をみると，平成28年10月1日現在で女性は83人であり，委員総数に占める女性の割合は10.1%となっている。

図7-10 各種協同組合の役員や農業委員における女性の割合の推移

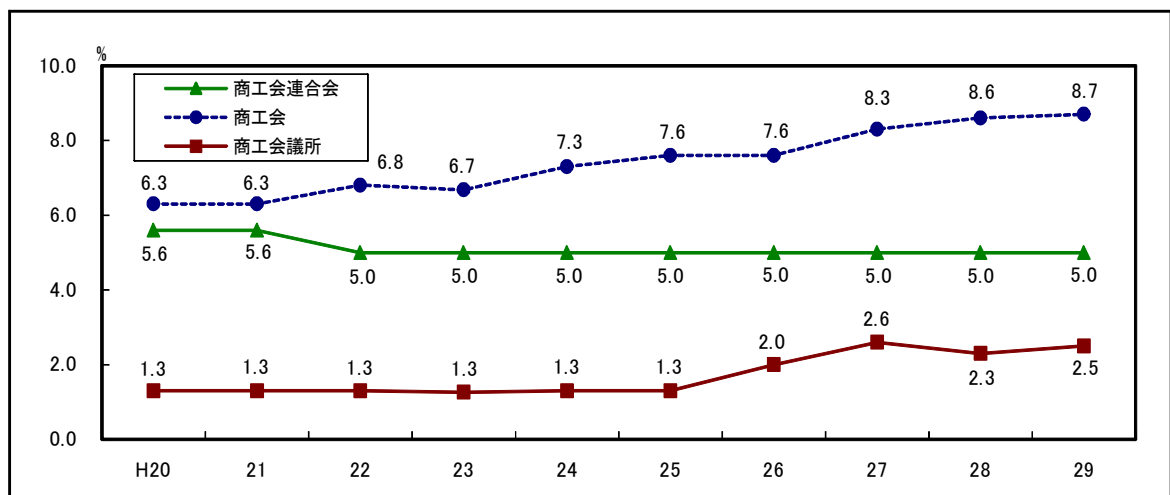


(県農村振興課，農業経済課，環境林務課，水産振興課調べ)

(8) 商工団体における女性の登用状況

県内の商工団体における役員（理事，監事）の在職状況をみると，平成29年9月1日現在で，女性は商工会連合会が1人（前年1人），商工会が73人（前年72人），商工会議所が8人（前年7人）であり，役員総数に占める女性の割合は，商工会連合会が5.0%，商工会が8.7%，商工会議所が2.5%となっている。

図7-11 商工団体の役員における女性の割合の推移



(県商工政策課調べ)

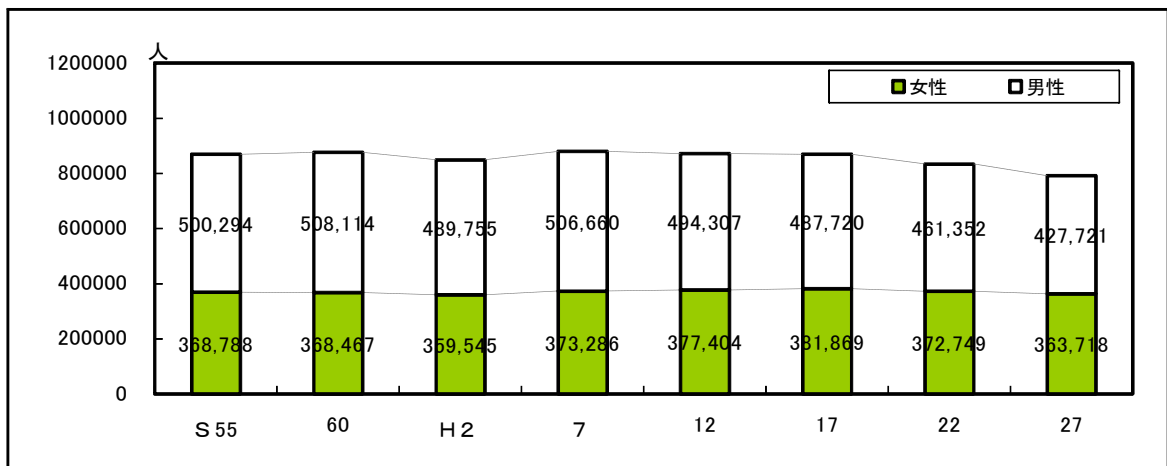
【第7節】 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

1 女性と就業

(1) 労働力人口

本県における労働力人口（就業者及び完全失業者の合計）全体に占める女性の割合は、平成27年10月1日現在で46.0%（前回44.7%）となっており、前回調査時（平成22年）から1.3ポイント上昇している。

図8-1 本県の労働力人口の推移

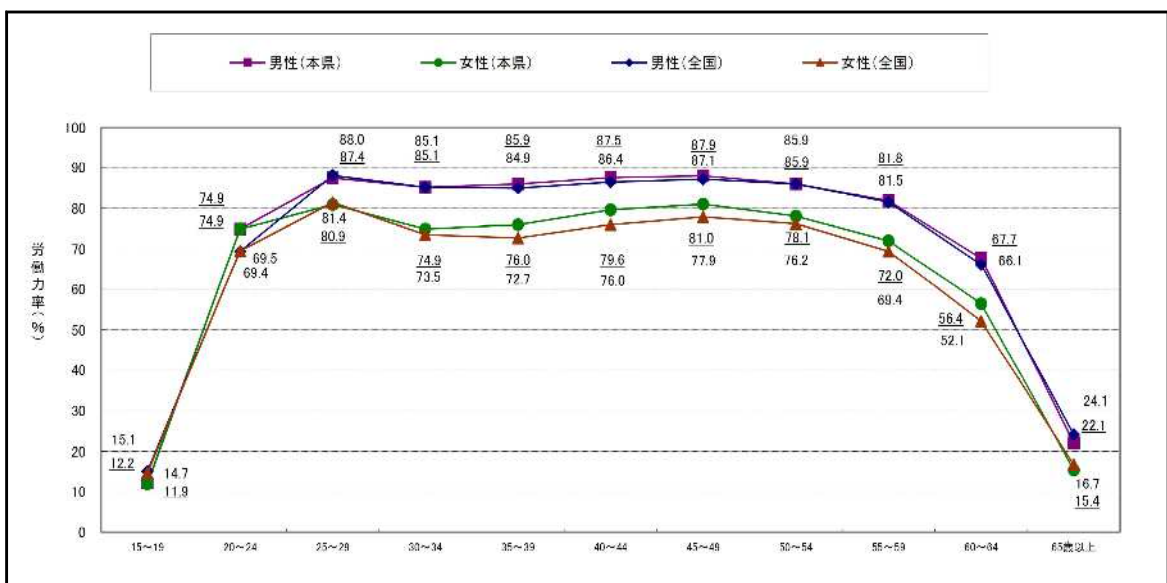


（総務省「国勢調査」）

(2) 労働力率

本県における労働力率の状況を年齢階級別にみると、男性は25歳から59歳までの全ての年齢層で大きな変化がないものの、女性では結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっている。

図8-2 男女別年齢階級別労働力率



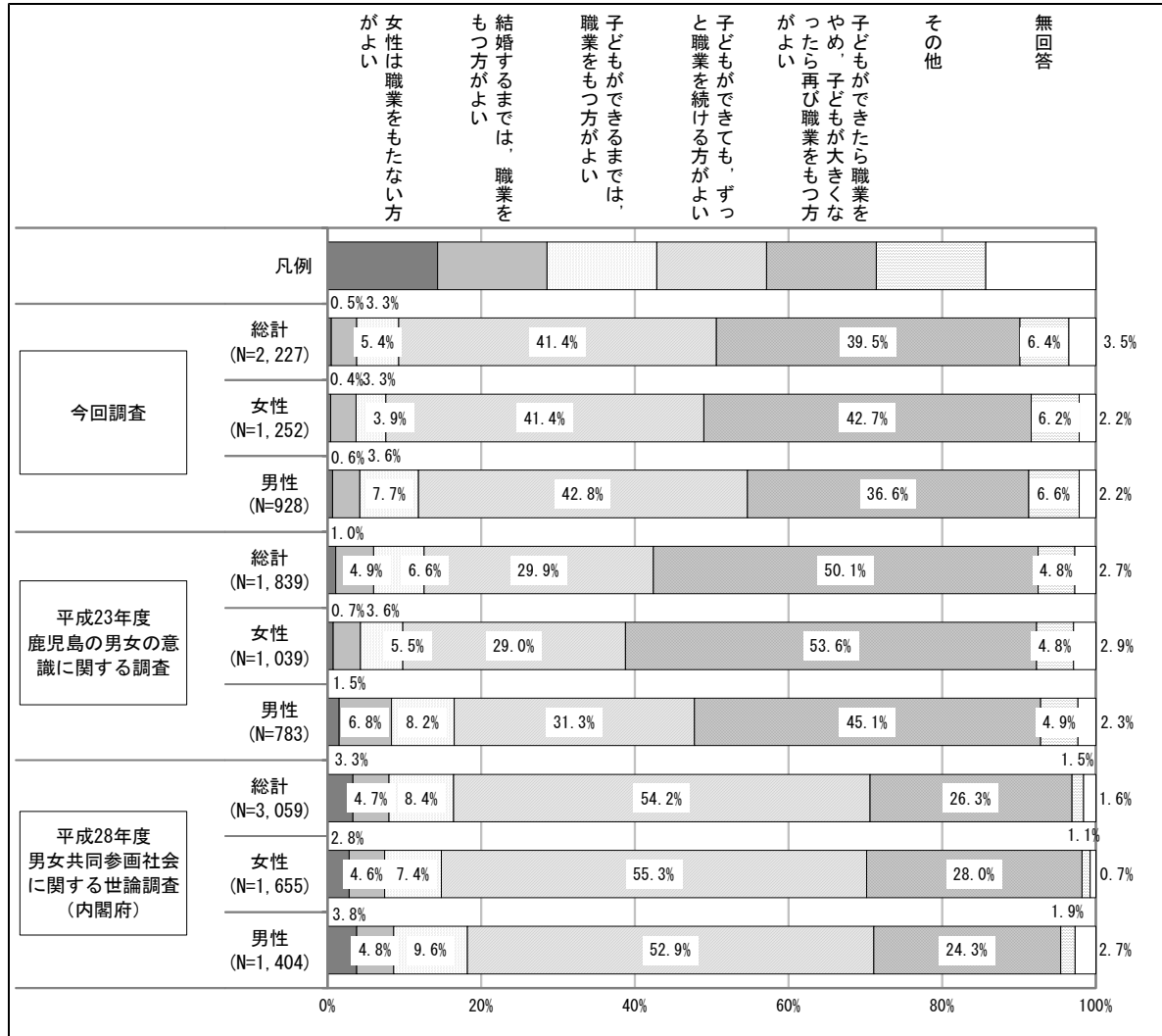
（総務省「平成27年国勢調査」）

(2) 女性が職業をもつことについての意識

平成28年度県民意識調査によると、女性が職業をもつことについて、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(41.4%)と回答した割合が最も高く、初めて「子どもができれば職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(39.5%)という回答の割合を上回った。

女性は「子どもができれば職業をやめ、子どもが大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(42.7%)と回答した割合が最も高く、男性は「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」(42.8%)が最も高くなっている。

図8-3 女性が職業をもつことについての意識



(県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」)

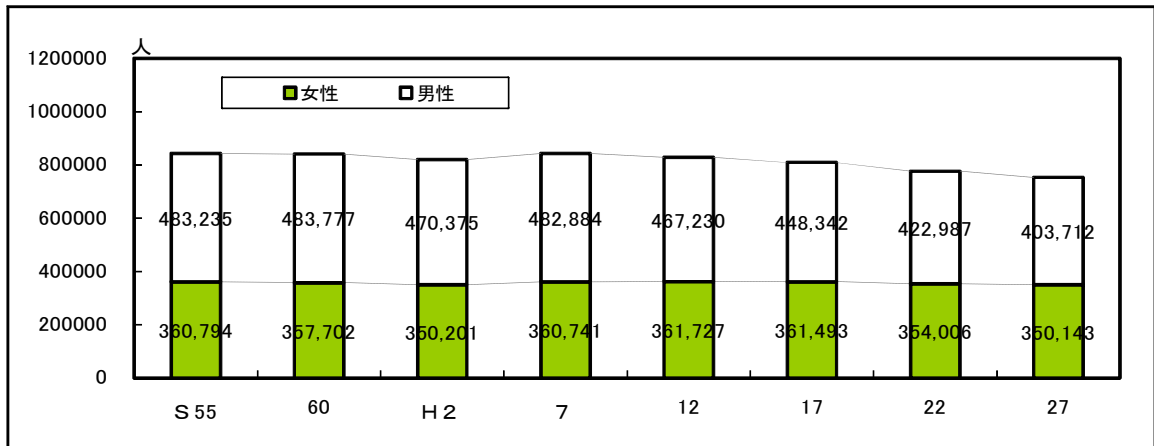
2 就業

(1) 就業者数

本県における就業者全体に占める女性の割合は、平成27年10月1日現在で46.4%となっており、前回調査時（平成22年、45.6%）から0.8ポイント上昇している。

また、状態別にみると、男性の95.5%が「主に仕事」をしているのに比べ、女性の25.7%は「家事のほか仕事」をしている。また、女性の「主に仕事」の割合は、平成2年から平成27年にかけて大幅に増加してきている。

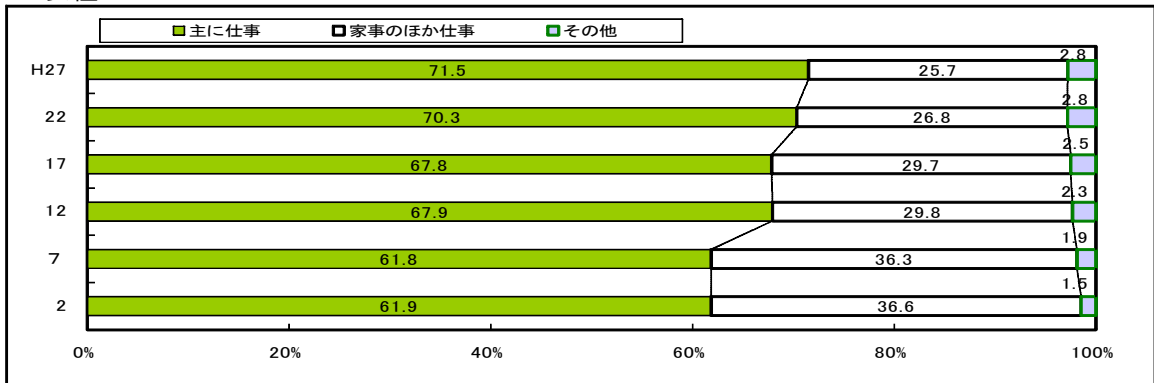
図8-4 就業者数の推移



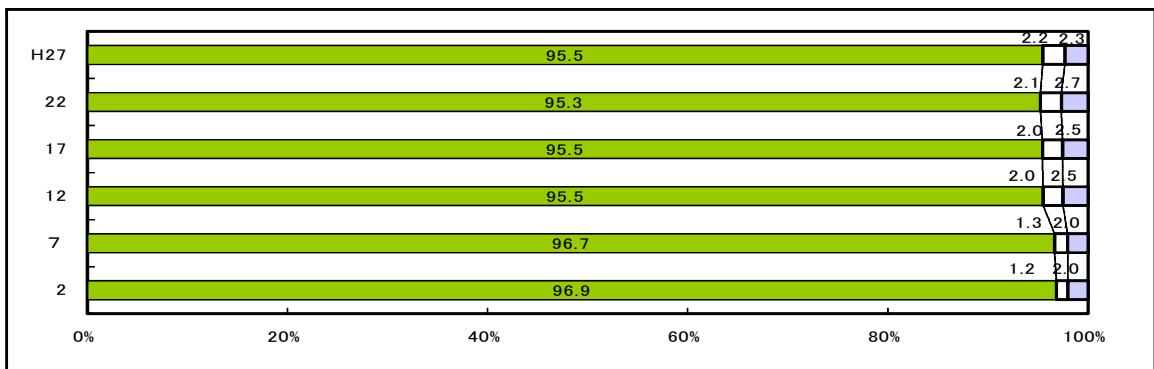
(総務省「国勢調査」)

図8-5 状態別就業者構成割合の推移

<女性>



<男性>

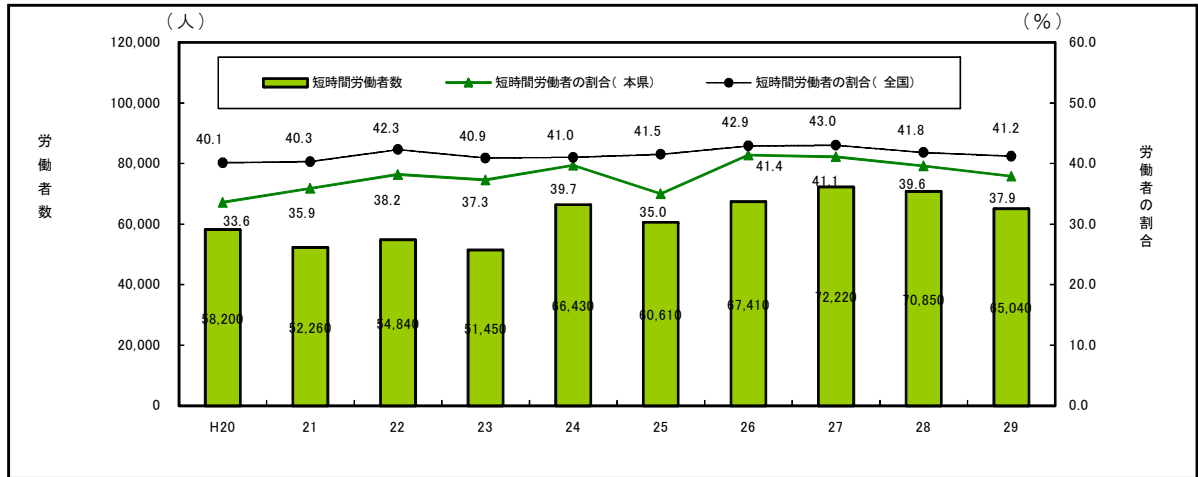


(総務省「国勢調査」)

(2) 短時間労働者（パートタイム労働者）

県内の民営事業所における女性労働者の就業状況を就業形態別にみると、平成29年6月現在で短時間労働者は65,040人で、女性労働者全体に占める短時間労働者の割合は37.9%（前年39.6%）となっている。

図8-6 短時間労働者数の推移（女性）



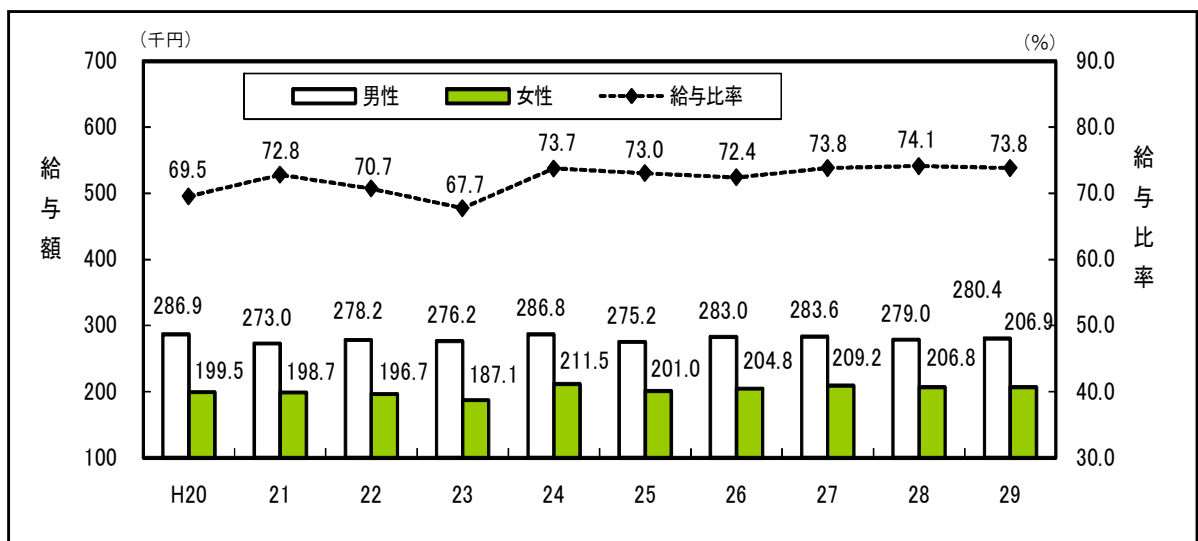
(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

3 賃金

(1) 一般労働者

県内の民営事業所における一般労働者の賃金（平均所定内給与額）の状況をみると、平成29年6月現在で男性の賃金に対する女性の賃金の割合は73.8%（前年74.1%）となっている。

図8-7 本県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移



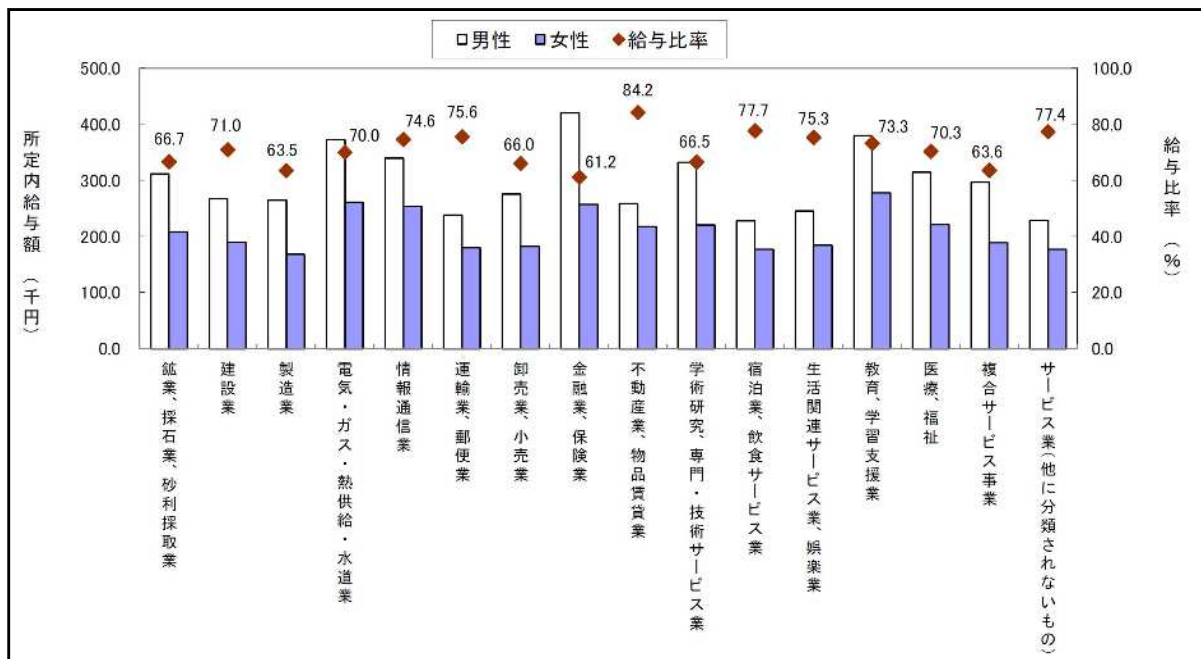
(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

(2) 産業別・男女別平均所定内給与額

県内の民営事業所における一般労働者の賃金（平均所定内給与額）の状況を産業別にみると、平成29年6月現在で、男性と女性の賃金格差が最も大きいのは、「金融業、保険業」、次いで「製造業」、「複合サービス業」となっている。

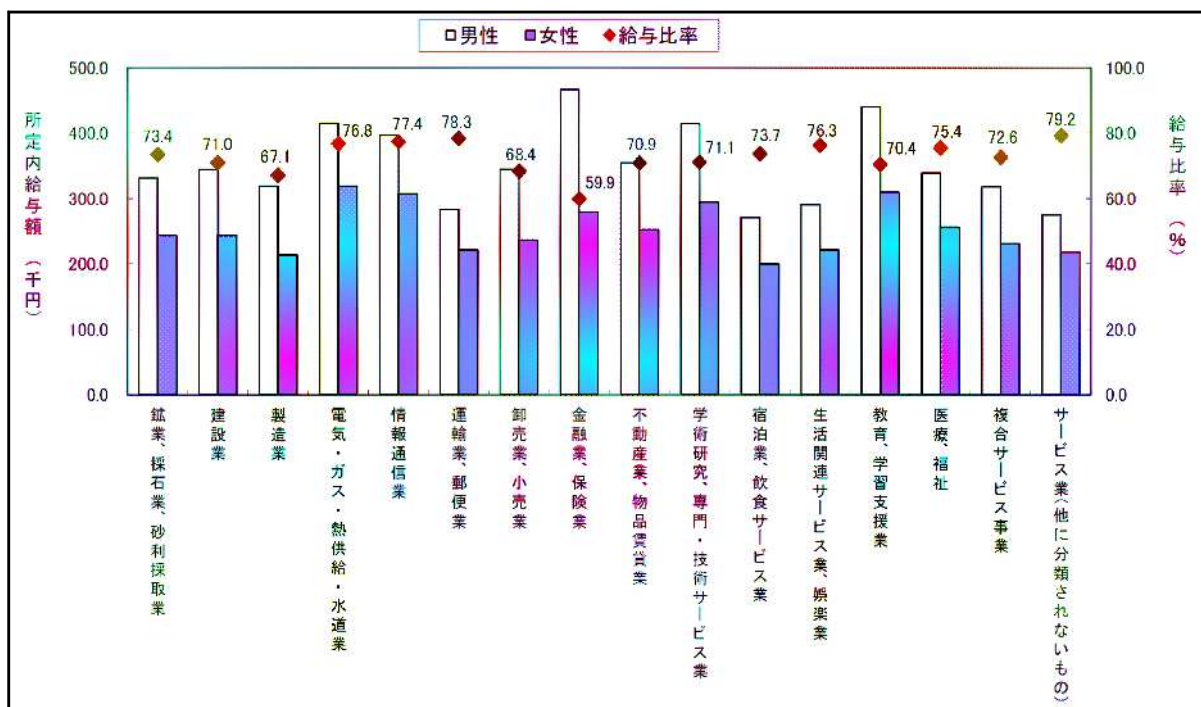
また、全国の状況を見ると、「金融業、保険業」や「製造業」は男性と女性の賃金格差が大きくなっている。

図8-8 産業別・男女別平均所定内給与額と男女間の給与比率（本県）



(厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」)

図8-9 産業別・男女別平均所定内給与額と男女間の給与比率（全国）

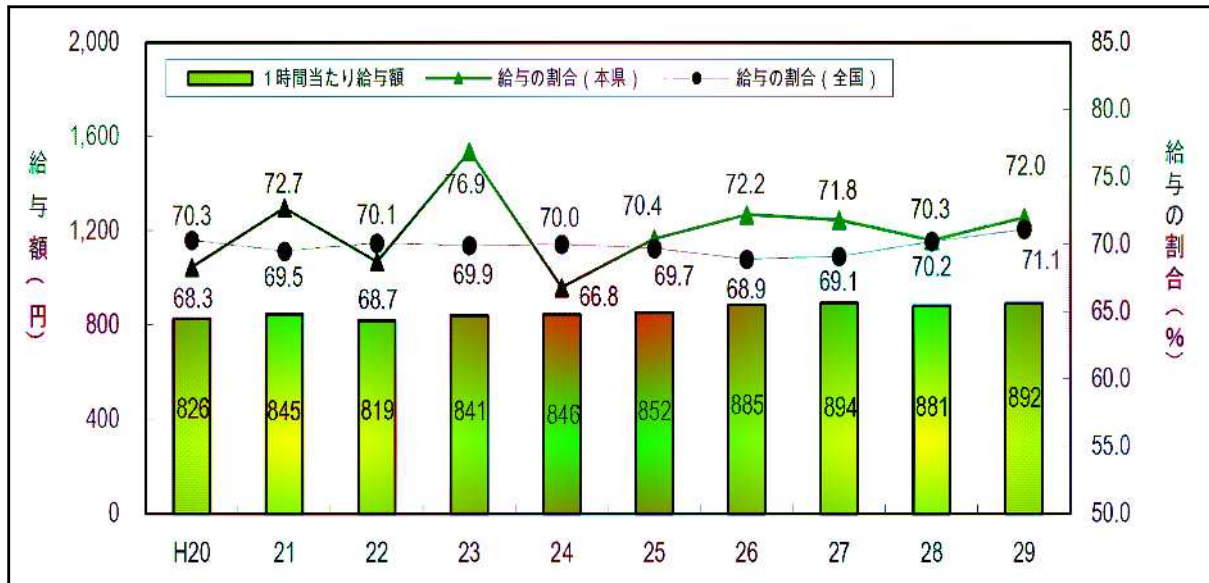


(厚生労働省「平成29年賃金構造基本統計調査」)

(3) 短時間労働者（パートタイム労働者）

県内の民営事業所における女性労働者の賃金（1時間当たりの平均所定内給与額）を就業形態別にみると、一般労働者に対する短時間労働者の賃金の割合は、平成29年6月現在で72.0%となっている。

図8-10 短時間労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移（女性）



(注)「給与の割合」は一般労働者（女性）の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合の割合

(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

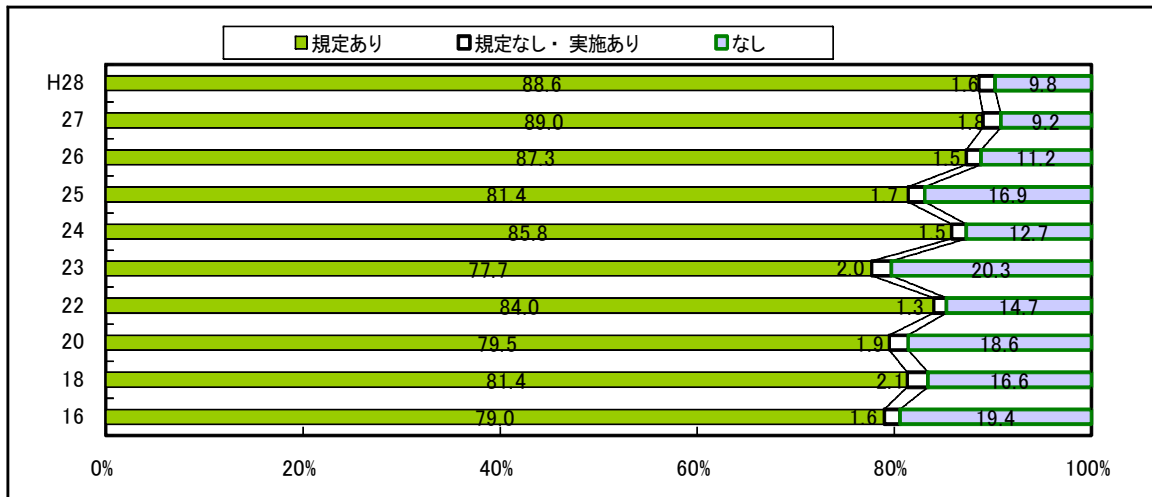
【第8節】 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

1 育児・介護休業等の支援制度

(1) 育児休業制度

県内の事業所における育児休業制度の導入状況をみると、平成28年9月30日現在で88.6%の事業所が就業規則等に規定している。

図9-1 育児休業制度の導入状況の推移

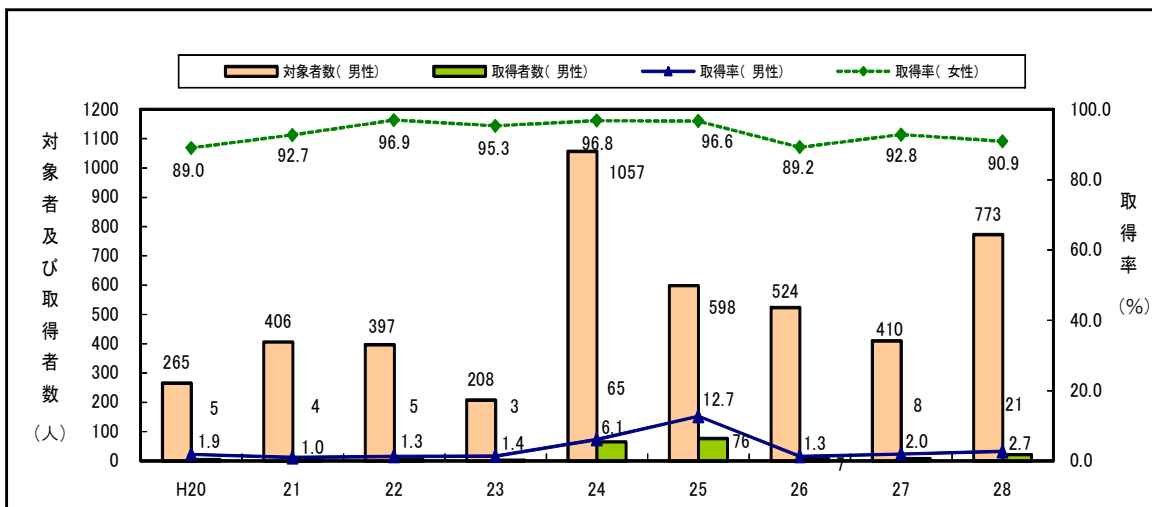


(注) 回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

また、過去1年間(平成27年10月～平成28年9月)の育児休業取得状況をみると、女性を対象者569人のうち取得者は517人で、取得率は90.9%となっているが、男性を対象者773人のうち取得者は21人で、取得率は2.7%であり、依然として取得が少ない状況である。

図9-2 育児休業制度の取得状況の推移



(注) 回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

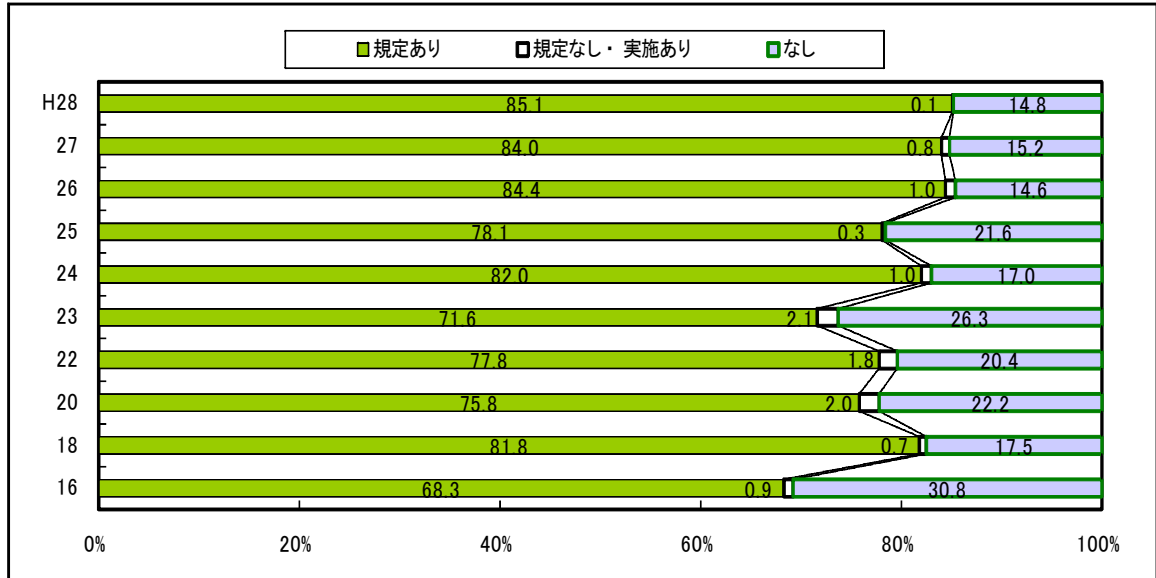
平成25年の男性の取得率が上昇したのは、日数単位での短期間(1週間程度)の育児休業を取得した男性が増えたため。

(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

(2) 介護休業制度

県内の事業所における介護休業制度の導入状況をみると、平成28年9月30日現在で85.1%の事業所が就業規則等に規定している。

図9-3 介護休業制度の導入状況の推移



(注) 回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

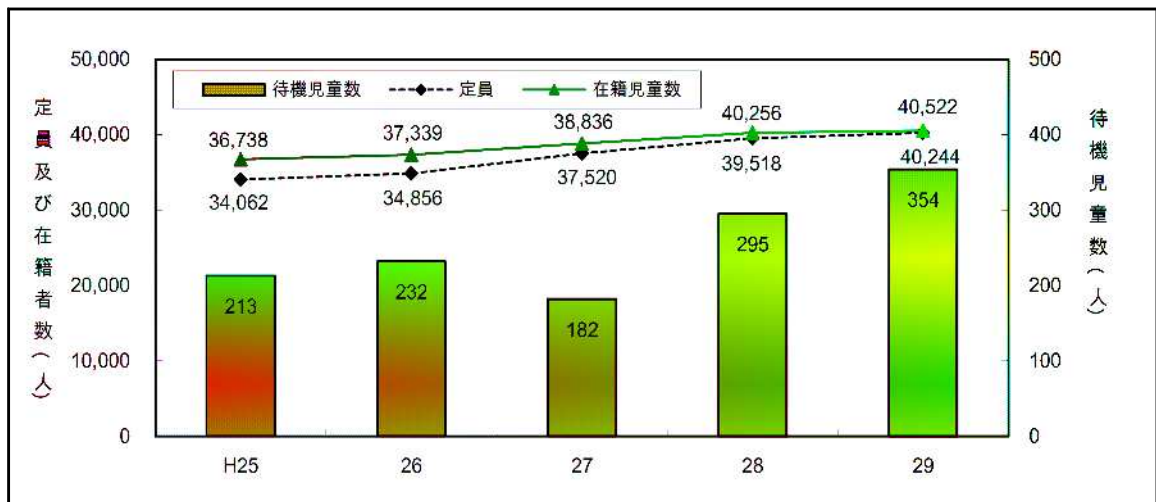
(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

2 保育事業の状況

県内の保育所等について、平成29年4月1日現在の状況をみると、定員は40,244人で、平成28年から726人増加した。在籍児童数は40,522人で、平成28年から266人増加しており、在籍児童数が定員を上回っている。

なお、待機児童数は354人で、平成28年から59人増加している。

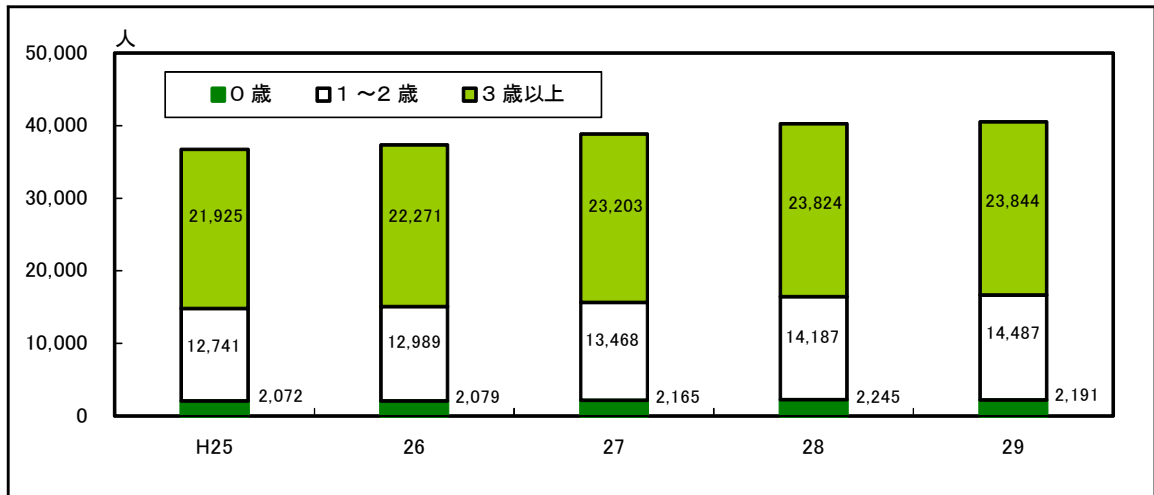
図9-4 県内の保育所等における定員・児童数の推移



(平成24~26年は厚生労働省「保育所入所待機児童数調査」, 平成27年以降は「保育所利用待機児童数調査」の国への報告値 (県青少年男女共同参画課))

また、在籍児童を年齢別にみると、0歳児が2,191人（5.4%）、1～2歳児が14,487人（35.8%）、3歳児以上が23,844人（58.8%）となっている。

図9-5 県内の保育所等における年齢別在籍児童数の推移



（平成24～26年は厚生労働省「保育所入所待機児童数調査」、平成27年以降は「保育所利用待機児童数調査」の国への報告値（県青少年男女共同参画課）

● 保育サービス事業の実施状況

【単位：か所】

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28
延長保育	352	362	344	358	392	434
一時預かり	109	106	109	119	197	241
病児保育	18	20	23	27	28	33
放課後児童クラブ	285	295	316	389	417	473
地域子育て支援拠点	72	74	77	81	84	89
休日保育	23	24	23	22	22	26

（注）中核市（鹿児島市）分を含む。

（県青少年男女共同参画課調べ）

3 仕事と生活の調和

(1) 夫婦の家事関連時間

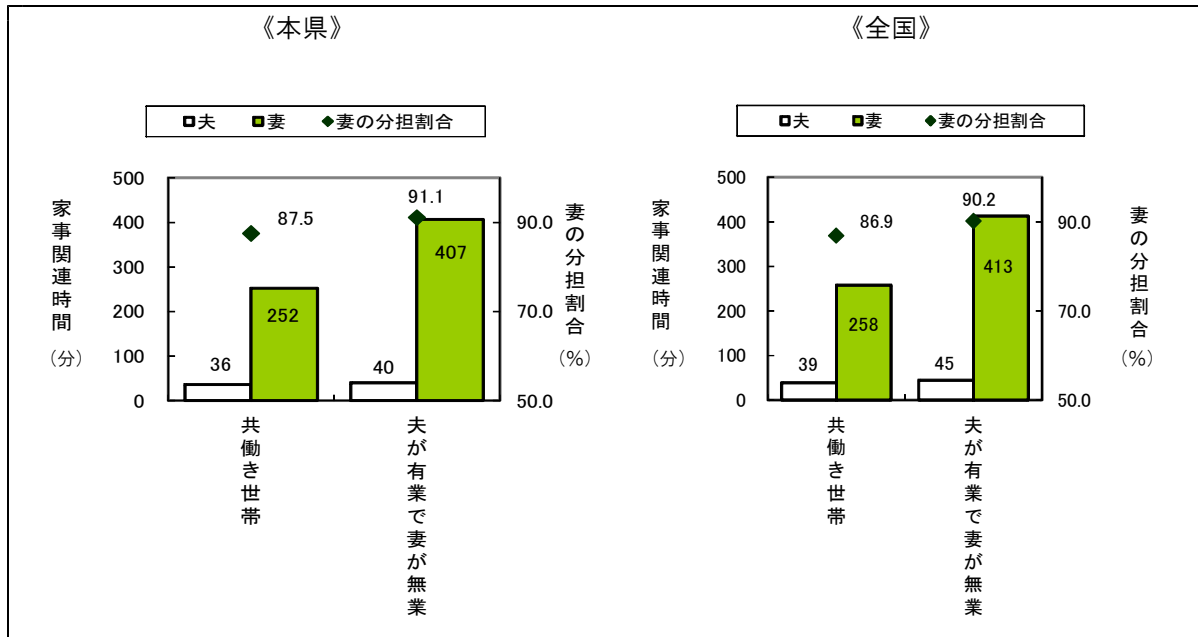
「共働き世帯」及び「夫が有業で妻が無業の世帯」について、本県における夫と妻の家事関連時間をみると、「共働き世帯」の夫は36分で、「夫が有業で妻が無業の世帯」の夫は40分となっており、妻の有業・無業にかかわらず、夫の家事関連時間は短くなっている。

一方、「共働き世帯」の妻の家事関連時間は4時間12分、「夫が有業で妻が無業の世帯」の妻は6時間47分となっており、妻の家事関連時間は共働きか否かで大きな差がみられる。

また、家事関連時間の妻の分担割合は、「共働き世帯」が87.5%、「夫が有業で妻が無業の世帯」が91.1%となっており、有業・無業にかかわらず、妻の分担割合が大きくなっている。

全国の状況をみても、本県と同様、妻の有業・無業にかかわらず、夫の家事関連時間は短く妻の家事関連時間の分担割合が大きくなっている。

図9-6 夫婦の家事関連時間



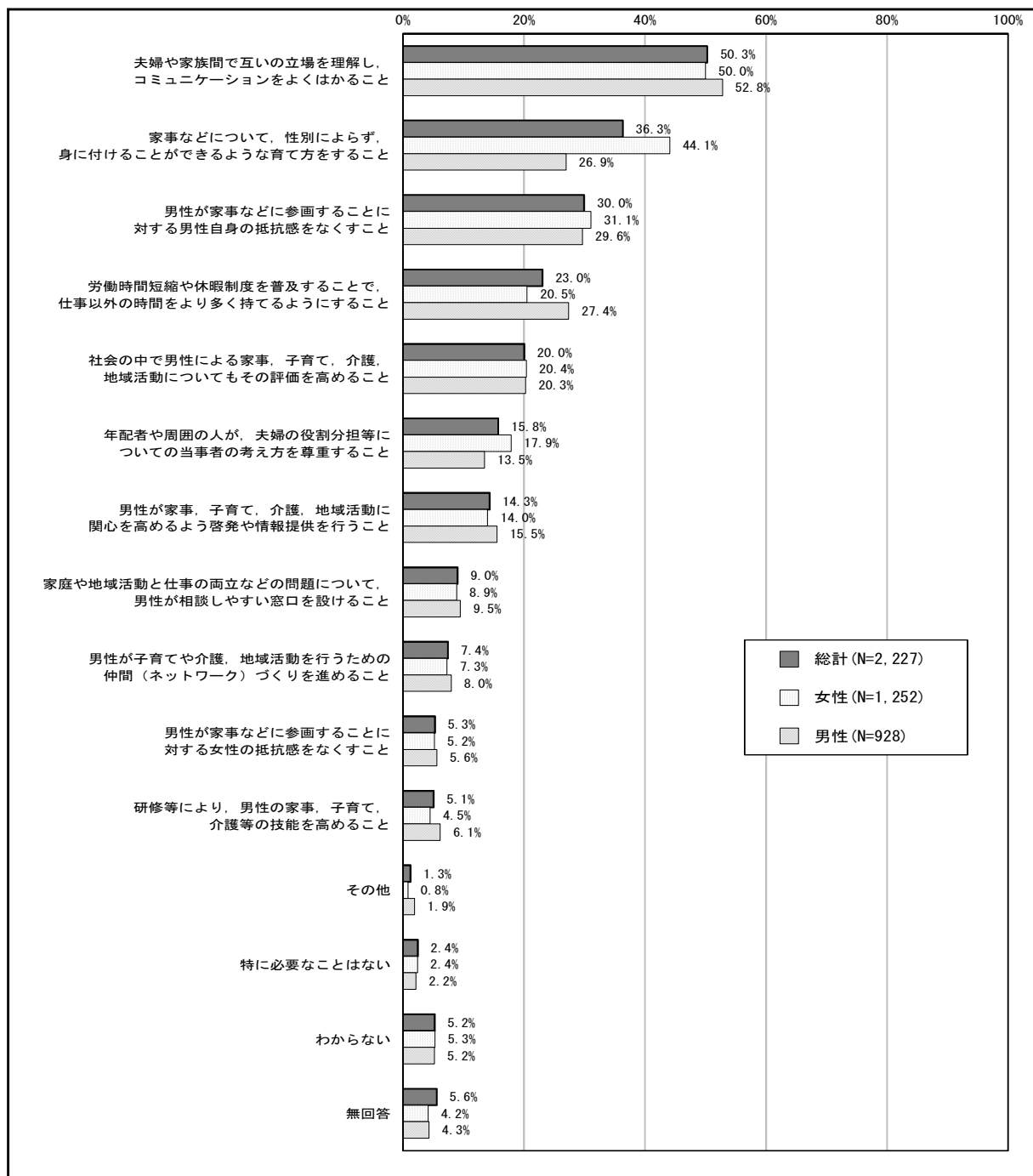
(総務省「平成28年社会生活基本調査」)

(2) 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

平成28年度県民意識調査によると、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためには、「夫婦や家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをよくはかること」をあげた人の割合が男女ともに最も高くなっている。

女性では、「家事などについて、性別によらず、身に付けることができるような育て方をすること」や「男性が家事などに参画することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」と回答した人の割合が男性より高くなっている。一方、男性は「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」などで女性より高くなっている。

図9-7 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと（性別）



(県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」)

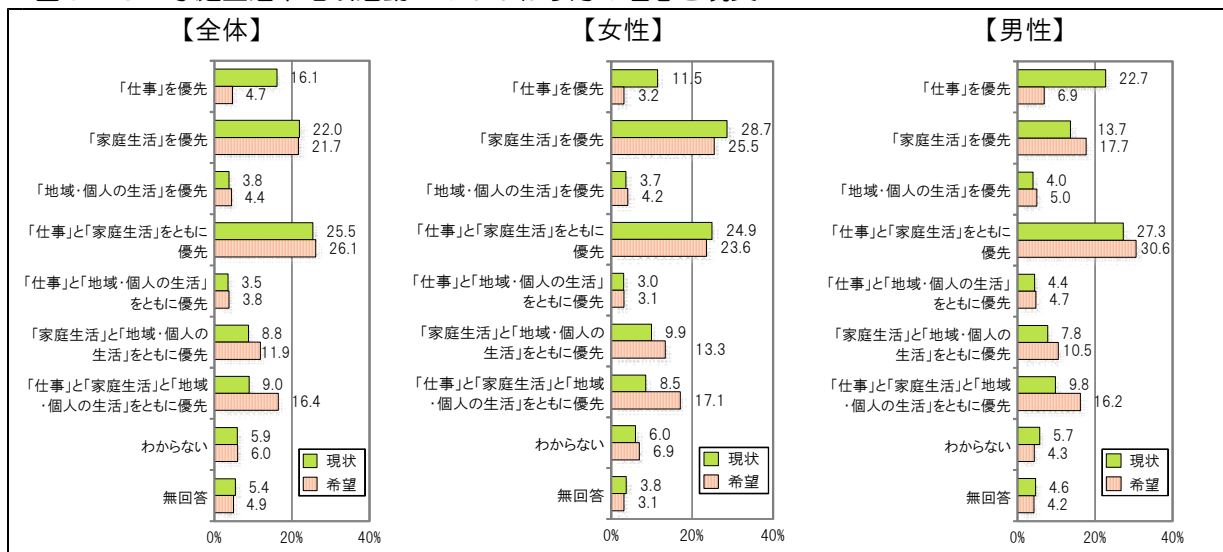
(3) 仕事、家庭生活、地域活動の優先度

平成28年度県民意識調査によると、仕事、家庭生活、地域活動の優先度について、「現状」では「仕事と家庭生活をともに優先している」(25.5%)と回答した割合が最も高く、次いで「家庭生活を優先している」(22.0%)の順となっている。

性別でみると、女性は「家庭生活を優先している」(28.7%)、男性は「仕事と家庭生活をともに優先している」(27.3%)という回答が多くなっている。

「希望」を「現状」と比べると、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」という回答が7.4ポイント高くなっているのに対して、「仕事を優先したい」という回答が11.4ポイント低くなっている。

図9-8 家庭生活や地域活動へのかかわり方の理想と現実



(県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」)

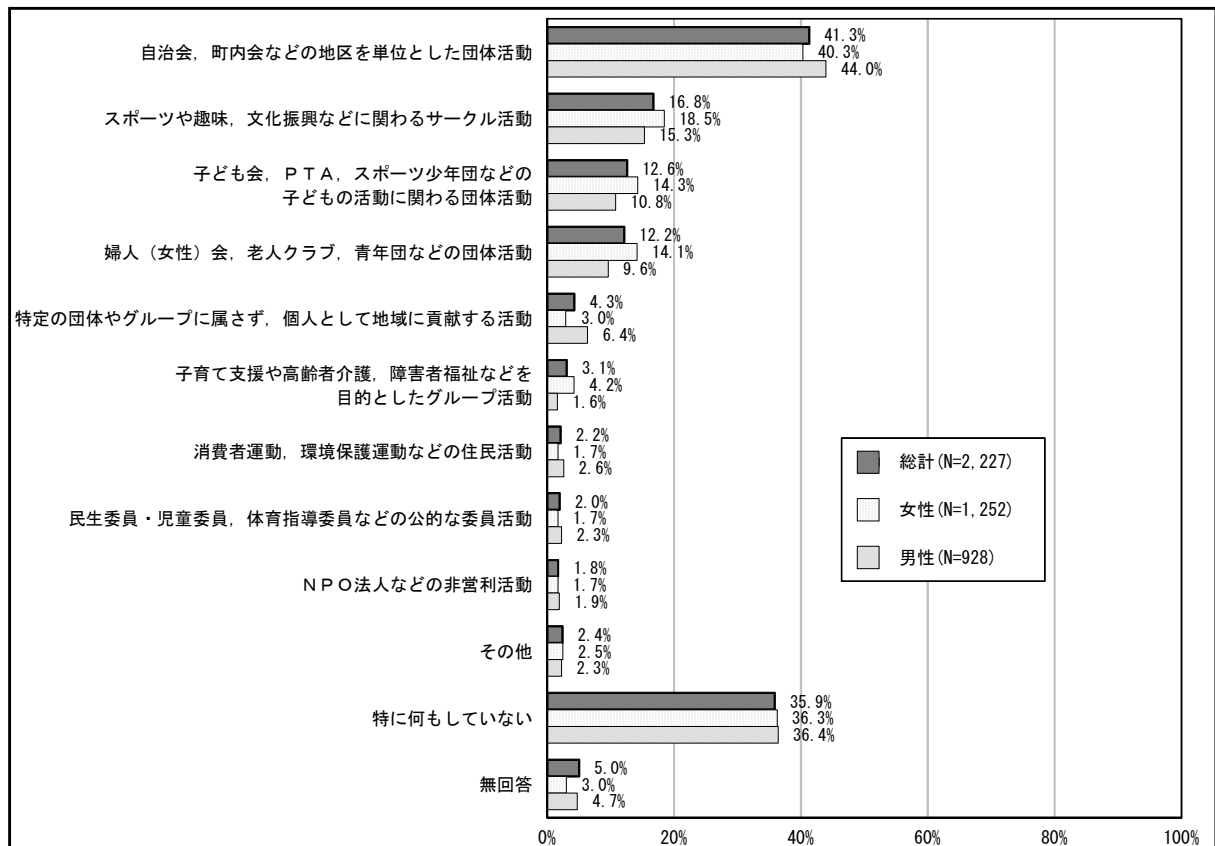
【第9節】 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

1 地域における活動への参加状況

平成28年度県民意識調査によると、地域における活動への参加状況について、男女ともに「自治会、町内会などの地区を単位とした団体活動」（女性40.3%、男性44.0%）への参加が最も多くなっている。

また、性別でみると、女性は「婦人（女性）会、老人クラブ、青年団などの団体活動」、「子ども会、PTA、スポーツ少年団などの子どもの活動に関わる団体活動」などと回答した割合が男性より高く、男性は「自治会、町内会などの地区を単位とした団体活動」などで女性より高くなっている。

図10-1 地域における活動への参加状況（性別）



※年代別のデータがないため性別での記載による

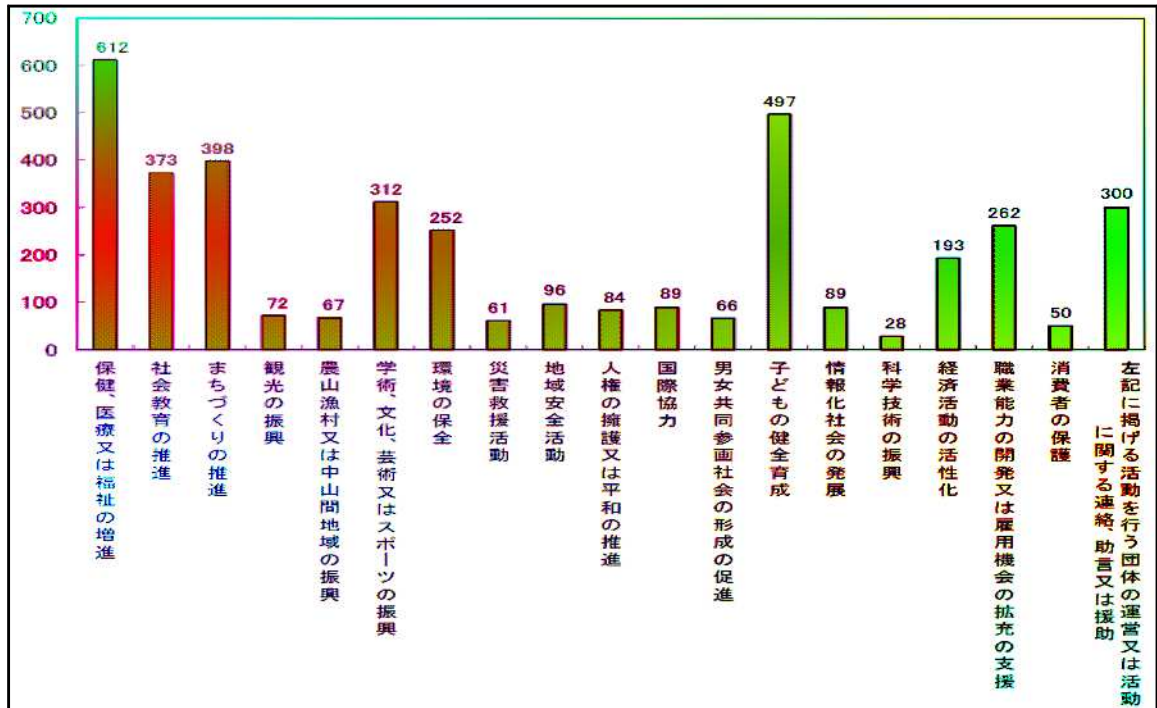
（県男女共同参画室 平成28年度「男女共同参画に関する県民意識調査」）

2 NPO法人の活動状況

本県におけるNPO（特定非営利活動法人）の認証法人数は、平成30年1月31日現在で876法人であり、活動分野をみると、多い順に、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」（612法人）、「子どもの健全育成を図る活動」（497法人）、「まちづくりの推進を図る活動」（398法人）などとなっている。

なお、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」を行うものは66法人となっている。

図10-2 活動分野別にみたNPO法人数



(注) 活動分野は複数選択のため、上図の法人数の合計と認証法人数は一致しない。(県共生・協働センター調べ)

3 地域における女性の参画状況

(1) 公共的団体における女性の参画状況

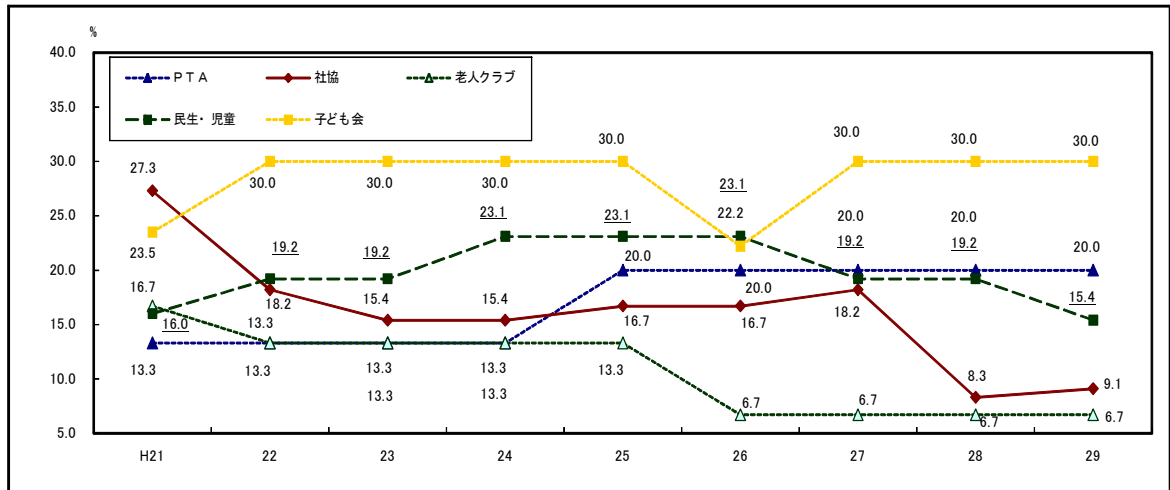
県PTA連合会などの公共的団体(県段階)における役員(理事)総数に占める女性の割合は、平成29年4月1日現在で県PTA連合会が20.0%(前年20.0%)、県社会福祉協議会が9.1%(前年8.3%)、県老人クラブ連合会が6.7%(前年6.7%)、県民生委員児童委員協議会が15.4%(前年19.2%)、県子ども会育成連絡協議会が30.0%(前年30.0%)となっている。

● 公共的団体(県)における役員の在職状況(平成29年4月1日現在) 【単位:人, %】

区分	役員総数	うち女性	割合	会長数	うち女性
PTA連合会(県)	15	3	20.0	1	0
社会福祉協議会(県)	11	1	9.1	1	0
老人クラブ連合会(県)	15	1	6.7	1	0
民生委員児童委員協議会(県)	26	4	15.4	1	0
子ども会育成連絡協議会(県)	10	3	30.0	1	0

(県男女共同参画室調べ)

図10-3 公共的団体の役員における女性の割合の推移



(県男女共同参画室調べ)

(2) 自治会組織における女性の参画状況

自治会、区会、町内会、公民会などの自治会組織における代表者（会長、館長など）総数に占める女性の割合は、平成29年4月現在で 6.6%（前年 5.9%）となっている。

● 自治会組織における代表者の在職状況【単位：人，%】

区分	総数	うち女性	割合
市	5,584	366	6.6
町村	1,327	89	6.7
計	6,911	455	6.6

(注) 原則として平成29年度の改選後の数値であるが、市町村の実情により異なる場合がある。(県男女共同参画室調べ)

(3) 公立小学校・中学校のPTAにおける女性の参画状況

公立小学校・中学校のPTAの役員（会長、副会長）総数に占める女性の割合は、平成29年4月現在で37.2%（前年39.3%）となっている。そのうち会長は 6.0%（前年 5.4%）、副会長は47.1%（前年50.4%）となっており、副会長の半数が女性となっている。

● 公立小学校・中学校のPTAにおける状況【単位：人，%】

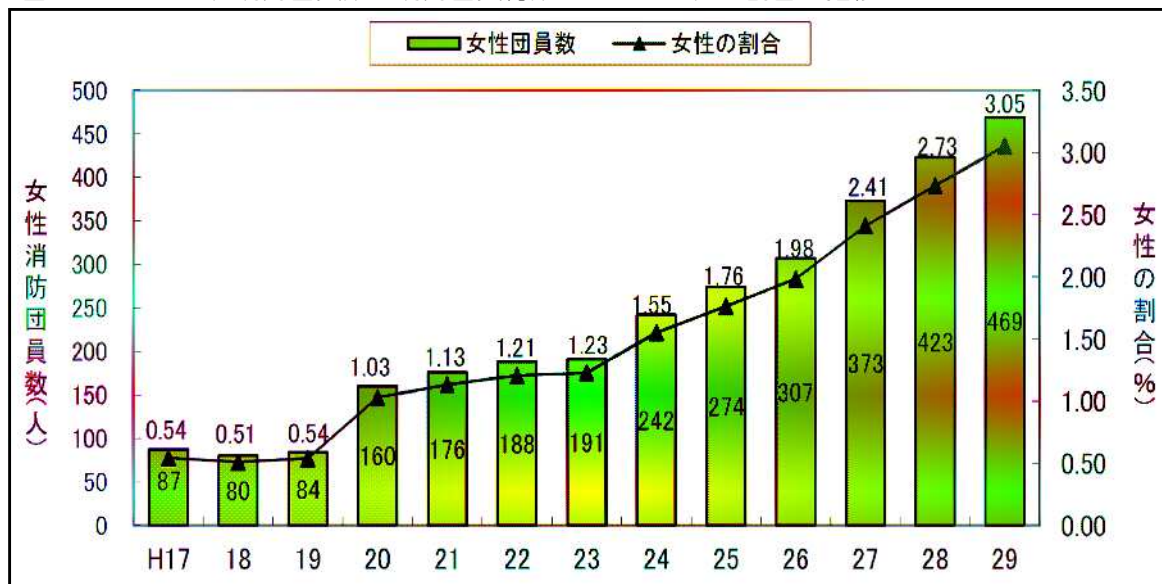
区分	役員総数	うち女性	割合	会長	うち女性	割合	副会長	うち女性	割合
市	2,340	942	40.3	518	33	6.4	1,822	909	49.9
町村	718	196	27.3	216	11	5.1	502	185	36.9
計	3,058	1,138	37.2	734	44	6.0	2,324	1,094	47.1

(注) 原則として平成29年度の改選後の数値であるが、市町村の実情により異なる場合がある。(県男女共同参画室調べ)

(4) 女性消防団員数と消防団員総数に占める女性の割合

県内における消防団員数は年々減少傾向にあるが、女性消防団員数は、平成17年の87人から平成29年には469人と増加している。平成29年の消防団員総数に占める女性の割合は3.05となっており、わずかながらではあるものの、消防団活動への女性の参画が進んでいる。

図10-4 女性消防団員数と消防団員総数に占める女性の割合の推移



(県消防保安課調べ)